

第2節 消防用設備等

第1 消火器

問1 少量危険物の屋外タンク貯蔵について

少量危険物を屋外タンクで貯蔵する場合（屋内にあるサービスタンク等に配管で接続している場合を含む。）
 においては、令第10条第1項第4号の「建築物その他の工作物」に該当するか。
 また、屋上にある場合はどうかか。

答 前段：該当しない。後段：該当する。

問2 屋上駐車場への消火器の設置指導はどうかにすべきか。

答 消火器は、設置対象外である。

問3 令第10条第1項の規定により設置対象となる消火器と規則第6条第3項から第5項までに規定する附加設置の消火器との兼用を認めて差し支えないか。

答 規則第6条第5項（多量の火気を使用する場所への附加設置）のうち、小規模な厨房等の場合は兼用を認めて差し支えない。 ★

問4 次図において令第10条第1項第4号の規定により設置対象となる場合の消火器の設置方法についてご教示願いたい。

5 F		(15) 項	
4 F		(15) 項	(16) 項イ
3 F		(4) 項	
2 F	少量危	(15) 項	
1 F		(2) 項	各階 40㎡

答 令第10条第1項第4号の規定により設置対象となる(15)項防火対象物（2階、4階及び5階）に設置し、かつ2階の少量危険物には規則第6条第3項の規定により附加設置すること。

問5 次の対象物の場合、それぞれの3階部分に消火器の設置は必要かご教示下さい。

(例1)		(例2)	
住宅	50㎡	住宅	50㎡
(3) 項口	50㎡	(3) 項口	50㎡
(3) 項口	50㎡	(4) 項	50㎡

答 (例1) の場合、消火器の設置が必要である。

(例2) の場合、設置の必要はない。

問6 消火器の設置方法について

廊下、通路のパイプシャフト内に消火器を設置してよいか。

答 原則として、共同住宅に限り認めてさしつかえない。

ただし、その他の建築物についても、建築物の立地条件、構造及びいたずらによる危険性の有無などから、必要であると判断される場合は、認めてさしつかえない。

なお、その場合「消火器」の標識のほか、「扉内設置」等の表示を指導すること。★

問7 規則第6条第4項について変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備については、電気容量等は問わな
いか。

答 運用として使用電圧が交流にあっては600ボルトを、直流にあっては750ボルトを超えるもので、かつ、
5キロボルトアンペア以上のものとされたい。★

問8 パチンコ店等の屋上等にネオン管設備が設置された場合、規則第6条第4項に該当するか。

答 ネオン変圧器は、ネオン管の付属設備のため該当しない。

問9 屋内消火栓設備等に代えて、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備を設置した場合、規則1
第8条第1項（消火器設置個数の減少）を適用できるか。

答 適用できない。★

問10 精神病院においては、昭和50年7月12日付消防安第84号により消火器をナースステーション内に集中
設置できるとされているが、保育所等においても維持管理が困難であると認められる場合は、職員室等に集中
設置できないか。

答 個々の対象物で判断し、認めてさしつかえない。★

● 「精神病院の消防用設備等の設置について」（昭和50年7月12日付け消防安第84号）

精神病院においては、火災を早期に発見し、医師、看護婦等による安全かつ迅速な避難誘導を図ることが必要
である。しかし、患者による初期消火活動が期待できないこと、患者が消防用設備等を取りはずしたり、破壊す

ること等通常の維持管理が困難であること等を考慮し、重症患者を収容する病棟又は病室が存する階における消防用設備等の設置及び維持管理に関し、消防法施行令（以下「令」という。）第32条の適用基準を下記のとおり定めたので、その運用について格段の配慮をされるとともに貴管下市町村に対してもこの旨示達のうえ、よろしくご指導願いたい。

記

精神障害者等のうち、重症患者を収容する病棟又は病室が存する階（精神障害者等の診療若しくはリハビリテーションを行っている病棟又は病院が存する階を除く。）に係る消防用設備等の技術上の基準については、令第32条の規定を適用し、次によりその特例を認めてさしつかえないものであること。なお、重症患者とは、非常時において自ら避難することが困難な患者で、保護室に収容されたもの、老人性精神病のもの及び身障疾患合併症による歩行困難なもの（盲・聾者又は移動に担架を必要とするもの。）をいうものであること。

1 消火器具に関する事項

消火器具は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第6条第6項の規定にかかわらず、規則第6条第1項及び第2項の規定により算定した能力単位のもを各階のナースステーション内に集中して設置することができるものであること。

2 屋内消火栓設備に関する事項

- (1) 屋内消火栓は、当該階の各部分までホースを延長した場合においても令第11条第3項第1号に規定する放水圧力及び放水量を維持できるものについては、令第11条第3項第1号の規定にかかわらずナースステーションの出入口附近に設置することができるものであること。
- (2) 屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第3号ロの規定にかかわらず設けないことができるものであること。
- (3) スプリンクラー設備が令第12条に定める技術上の基準（令第12条の基準について令第32条の特例基準を含む。）又は当該技術上の基準の例により設置されている場合は、当該設備の有効範囲内の部分については屋内消火栓設備を設置しないことができるものであること。

3 スプリンクラー設備に関する事項

- (1) スプリンクラーヘッドは、規則第14条第1項第1号の規定にかかわらず、開放型のものとするすることができるものであること。
- (2) スプリンクラーヘッドには、規則第14条第1項第1号の2ロの規定にかかわらず、いたずら防止のための防護具（散水能力及び分布を著しく減ずるものを除く。）を設けることができるものであること。
- (3) 制御弁は、規則第14条第1項第3号イの規定にかかわらずナースステーション内（操作及び点検の容易な場所に限る。）に設けることができるものであること。
- (4) スプリンクラー設備には、規則第14条第1項第4号の規定にかかわらず、自動警報装置を設置しないことができるものであること。

4 自動火災報知設備に関する事項

- (1) 感知器は、いたずら防止のため天井面に火災の感知に支障がないように埋設又は感知器の下方に防護具を設けることができるものであること。
- (2) 地区音響装置は、規則第24条第5号ロにかかわらず、手動操作により鳴動させるものとするすることができるものであること。
- (3) 放送設備が令第24条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されている場合は、規則第24条第5号の規定にかかわらず、当該放送設備の有効範囲内について地区音響装置を設置しないことができるものであること。

5 避難器具に関する事項

次の(1)から(3)までに該当する場合には、令第25条第1項の規定にかかわらず、避難器具を設置しないことができるものであること。

- (1) 避難に際して2方向避難が確保されていること。
- (2) スプリンクラー設備及び自動火災報知設備が、令第12条及び令第21条に定める技術上の基準（この特例基準を含む。以下同じ。）に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。
- (3) 自動火災報知設備にあつては、規則第23条第4項第1号二（イ）から（二）までに掲げる場所を除き、規則第23条第5項各号に掲げる場所以外の場所にも煙感知器が設置されていること。

6 誘導灯に関する事項

- (1) 通路誘導灯は、規則第28条の3第1項第4号ロの規定にかかわらず天井面からつり下げて取り付けることができるものであること。
- (2) 通路誘導灯は、規則第28条の3第1項第4号ハの規定にかかわらず1の避難口に至る歩行距離が30メートル以下となる部分には設置しないことができるものであること。

問11 建築基準法上、階扱いとならない場合の消防用設備の設置について

延べ面積で消火器、屋内消火栓設備等が設置対象となる場合の階扱いとならないPH等の設置はどのように考えるかご教示願いたい。

答 階扱いとならない、例えばE V機械室、PH等の消火器、屋内消火栓設備は原則として設置すること。ただし、消火器については、上階又は下階からの歩行距離が20m以下であれば設置緩和する。また、屋内消火栓設備については、上階又は下階のボックスの位置から歩行距離が25m以下あるいはホース増設等であれば、ボックスの設置は免除する。★

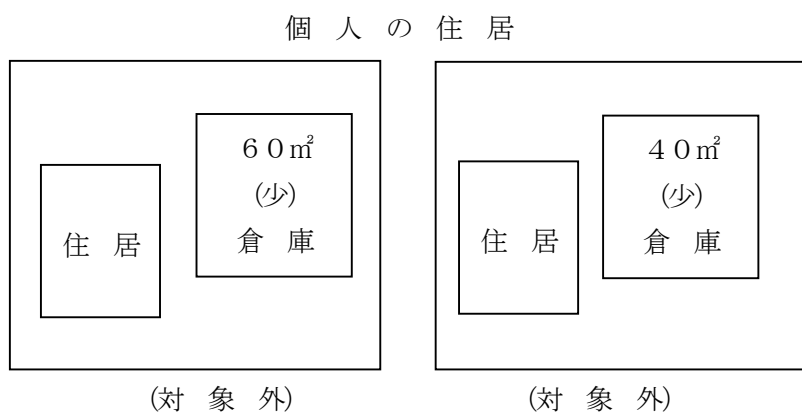
● 共同住宅の消火器具の設置に関する運用基準 ★

メゾネット型共同住宅にあつては、一住戸を一階層とみなし、歩行距離20m以下となるように消火器具を設置することができる。

● 少量危険物を貯蔵取扱いする建築物その他の工作物の消火器具に関する運用基準 ★

- 1 個人の住居において、危政令別表で定める数量の5分の1以上で指定数量未満の危険物、指定可燃物等（以下「少量危険物等」という。）を貯蔵し又は取扱う場合は、消火器具の設置については、規制の対象としない。

[例 図]



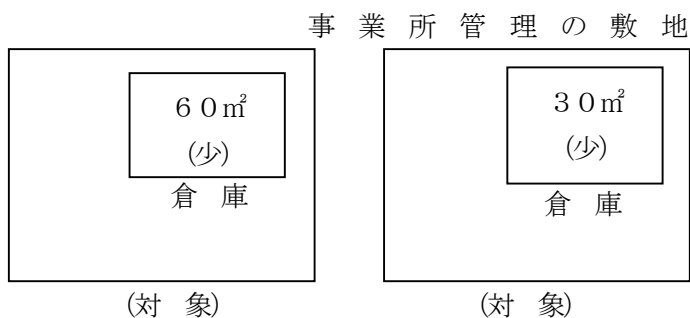
2 一般住宅が混在する建築物その他の工作物において、少量危険物等を貯蔵し又は取扱う場合は、令第10条第1項第4号により、消火器を設置させること。

[例 図]

	16項イ又は16項ロ
2F	一般住宅
1F	店舗(少)
	(対象)

3 一般住宅以外の建築物その他の工作物において、少量危険物等を貯蔵し又は取扱う場合は、面積に関係なく消防法施行令第10条第1項第4号により、消火器を設置させること。

[例 図]



4 前記1～3に掲げるもののほか、販売を目的として少量危険物等を貯蔵し又は取扱う場合は消火器を設置するよう指導すること。

第2 屋内消火栓設備

問1 次図に示す令第11条第2項の3倍読み及び2倍読み規定を適用する場合の建築構造の取扱いについてご教示願いたい。

(例図1)

4F	(4)項	140㎡	} 木造 } 耐火構造 (内装制限有り)
3F	(4)項	300㎡	
2F	(4)項	300㎡	
1F	(4)項	300㎡	

(例図2)

4F	(5)項	140㎡	} 木造 } 耐火構造 (内装制限有り)
3F	(4)項	300㎡	
2F	(4)項	300㎡	
1F	(4)項	300㎡	

(例図3)

4F	(4)項	140㎡	} 木造 } ※ [⊖] は無窓階 } 耐火構造 (内装制限有り)
3F	(4)項	200㎡	
2F	(15)項	200㎡	
1F	(4)項	200㎡	

答 令第9条の規定により同一用途ごとの構造として取扱うものとする。

例図1 全体が木造となり、倍読み規定の適用はできない。

屋内消火栓設備の設置が必要。

例図2 (4)項は、耐火構造で内装制限があり3倍読みを適用。

例図3 (4)項は、木造扱い。

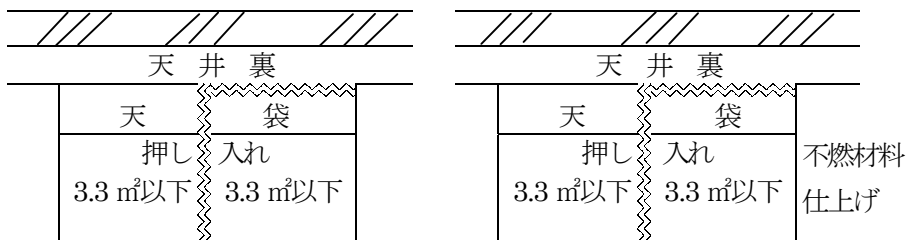
3階は無窓階で150㎡以上あるため3階部分に屋内消火栓設備の設置が必要。

問2 令第11条第2項に規定する内装制限の範囲についてご教示願いたい。

(1) 押し入れの内装はいかにすべきか。

(2) 学校等における内装で黒板、掲示板等の取扱いはいかにすべきか。

答 (1) 3.3㎡以下の押し入れ等については内装は問わない。3.3㎡を超えるものにあつては3.3㎡以下ごとに不燃材料で間仕切られたものも同様とする。★



(2) 壁に取り付けられた黒板、掲示板については内装は問わない。★

問3 屋内消火栓設備等の加圧送水装置等をボイラー室に設置する場合の規制についてご教示願いたい。

答 加圧送水装置等をボイラー室等多量の火気を使用する場所に設置することは認められない。ただし、やむを得ない場合は当該部分を不燃材料で区画し、出入り口は防火戸とすること。

問4 屋内消火栓設備と連結送水管の配管を兼用した場合は乾式でよいか。

答 湿式とするよう指導されたい。
なお、屋内消火栓設備単独でも、湿式とすること。 ★

問5 呼水槽の減水警報は、いずれへ警報を発すべきか。

答 減水警報は、常時人のいる場所に警報（ベル、ブザー等）及び表示ができるものであること。 ★

問6 自家発電設備の共用について

自家発電設備を一般負荷に共用して使用することについては、国の質疑通達に基づき運用してよろしいか。

答 昭和53年4月28日付消防予第83号「自家発電設備の共用について」により運用すること。

● 自家発電設備の共用及び共同住宅の特例基準について
(昭和53年4月28日消防予第83号)

問 このことについて、別添のとおり疑義が生じたので御教示下さい。

別添

一 火災時でない停電時において、次の方法により消防用設備の自家発電設備を一般負荷に共用してよろしいか。

(I) OCB回路を使用する方法

1 使用勝手

ア 火災であるか否かを問わず、停電になれば、一般負荷の遮断機(OCB)を自動的に断、消防用負荷と切り離し、消防用負荷にのみ電気を供給する。

イ 停電が火災によるものでないことを確認し、手動にて一般負荷のOCBを投入して、使用するものとする。(もし、確認が誤っていても火災である場合には、一般負荷に投入できず、使用できないこととする。)

2 火災時の対策

ア 火災による停電の場合

常用電源が停電すると、一般負荷のOCBは全て断となり、消防用負荷にのみ電気を供給、一般負荷には使用できない。

イ 一般負荷に使用している場合に火災が発生した場合

火災検出回路(スプリンクラー起動指令については、圧力スイッチを二段にし、正規の圧力スイッチの作動以前にOCBを断)により直ちに、一般負荷のOCBを全て切り、消防用負荷にのみ、電気を供給する。この場合(1)と同様一般負荷のOCBは投入できない。したがって、いかなる場合にあっても、火災の際には、この既存の発電機は、消防用負荷にしか使用できない。

3 動作順序

- (1) 常用電源が停電になると、発電機は自動的に起動、電圧確立(3.5秒)した後、OCBを自動投入。
- (2) 停電と同時に、リレー27R1～27R4(図②の停電にてOCBトリップ)により、一般負荷のOCB4台(図③の52F1～52F4)を断、消防用負荷とを切り離す。消防用負荷のOCB52F5(図③の52F5)だけは投入されたままである。

(イ) 停電が火災でない場合

リレー27R1～27R4(図②の停電にてOCBトリップ)は動作後、復旧開放するリレーですので、火災でないことを確認した後は、手動で負荷選択して一般負荷に投入できる。

(ロ) 停電が火災である場合

火災検出回路(図②の消火栓起動指令、排煙ファン、泡消火栓、スプリンクラーP)のリレーFX1～FX4のa接点(図②の火災にてOCBトリップ)により、一般負荷のOCB4台(図③の52F1～52F4)を断、リレーFX1～FX4のb接点(図②の火災時投入ロック)により、一般負荷のOCBの投入は絶対にできない。

(ハ) 停電中一般負荷に使用しているとき、火災が発生した場合上記(ロ)と同様に、リレーFX1～FX4のa接点により、一般負荷のOCBを全て断、b接点により、リレーFX1～FX4が動作している間中、一般負荷のOCB投入はできない。

4 改造内容(図②の太線部分)

ア 消防用負荷を一般負荷より優先させるため、OCB52F1～52F4のトップ回路(図②の27R1～4、FX1～4のa接点)

イ 火災の場合、一般負荷に投入させないOCB52F1～52F4の投入回路(図②のFX1～4のb接点)

ウ スプリンクラー起動指令について、正規の圧力スイッチの作動以前に新たに圧力スイッチを設けて、その指令により、一般負荷のOCBをトリップさせ、消防用負荷との重複を避ける。

(II) マグネット回路による方法(図⑤)

1 常時取扱

DT₁^{mg}(自家発切替盤)及びDT₂^{mg}(商用・自家発手動切替マグネット)は商用側に入っておりTr3φ200KVAから各負荷に電源を供給している。

2 停電時取扱

(1) DT₁^{mg}は商用電源が停電すると商用側から発電機側に切替わり非常時負荷である①～③に電源を供給する。

(2) DT₂^{mg}は商用電源が停電すれば商用側(88R)を切りはなす。火災でないことを火災報知設備と現場確認のうえ手動操作により発電機側(88G)に切替え、負荷④⑤に発電機より電源を送る。

3 停電後一般負荷使用中に火災が発生した場合

火災が発生し①又は②の負荷の起動信号又は自火報が作動するとDT₂^{mg}(88G)は負荷④⑤を発電機回路から自動的に切断し非常用負荷を起動させる。

この場合DT₂^{mg}はM-A・M-Bの運転信号によりインターロックされており、手動で操作しても発電機回路(88G)には入らない。

図(省略)

答1 次の各号に適合する場合は、火災時以外の停電時において、消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備を他の一般負荷の電源と共用してさしつかえないものと解する。

- (1) 停電時において、消防用設備等の作動(電動機等が運転状態になることをいう。以下同じ。)の有無にかかわらず消防用設備等にかかる負荷は自家発電設備に接続されていること。
- (2) 停電時において、消防用設備等が作動状態にある場合は、一般負荷に対し自家発電設備から電力が供給されない方式とされていること。ただし、自家発電設備の容量が消防用設備等にかかる負荷と一般負荷に対して十分電力を供給することができる容量を有する場合にあっては、この限りでない。
- (3) 停電時において、消防用設備等が作動状態になった場合、一般負荷に対する電力の供給はただちに遮断されるものであること。ただし、自家発電設備の容量が十分である場合にあっては、この限りでない。
- (4) 前(3)の遮断機構は自動式のものとし、復旧操作は手動式とすること。
- (5) 前(3)の遮断機構の部分は不燃区画内に設けること。
- (6) 消防用設備等のうち、非常コンセント設備が設けられている場合にあっては、当該設備が起動装置等を有するものではないために前(3)の措置が困難なことを考慮し、一般負荷が遮断されない状態で非常コンセント設備が使用されても十分な容量を有する自家発電設備を設ける場合に限り共用することができるものであること。
- (7) 各消防用設備等から自家発電設備、遮断器等に至るまでの制御、操作回路の配線は耐熱保護(耐熱電線による配線等)がなされていること。

問7 学校の体育館2階ギャラリー一部分の屋内消火栓設備の設置について
次の条件の場合、屋内消火栓設備を設置しなければならないか。

- 1階……屋内消火栓設備2箇所(AとB)
2階……ギャラリー面積約130㎡(幅1.5m×8.7m)
階段は、屋内消火栓設備A直近に1箇所

答 学校の体育館等本件のような小規模のギャラリー一部分は、1階からの放水でほとんど死角はないこと等により、屋内消火栓設備は令第32条により緩和してよい。

なお、2階ギャラリーのほかにも室等がある場合は、ホースを増設する等状況により判断する。

問8 屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の水頭圧を保つため、補助高架水槽の設置を指導しているが、その容量及び材質についてご教示願いたい。

答 自給装置付きで屋内消火栓設備は、200リットル以上(2号消火栓は100リットル以上)スプリンクラー設備は500リットル以上とし、材質は特に指定しない。また配管の落とし管については、40A(2号消火栓は25A)とする。

スプリンクラー設備で加圧送水ポンプ(ブースターポンプ)を設置した場合は、補助高架水槽を設置しないことができる。

問9 令第11条第2項、規則第13条第1項第1号イの規定を適用するにあたってユニットバスは内装制限の規制を受けるか。

答 ユニットバスは内装制限の規制を受けない。なお、火気使用設備等がある場合は条例の火気を使用する設備としての指導を行うこと。

問10 屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物のうち、規則第13条第3項の規定によりスプリンクラーヘッドの設置を免除された部分については、屋内消火栓設備又は補助散水栓を設置しなければならないが、次のとおり取り扱うことにより、令第32条を適用し、これらの設備を免除してよろしいか。

- 1 削除
 - 2 通信機器室等については、特殊消火設備（移動式を含む。）又は、消火器を設置する。
 - 3 エレベーター機械室は、防火区画し、かつ、消火器を設置する。
 - 4 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所は、特殊消火設備等（移動式を含む。）又は、大型消火器を設置する。
 - 5 エレベーターの昇降路、パイプシャフト、電気シャフトは、防火区画されていること。
ただし、リネンシュート、ダストシュートは、有効に消火することができる部分に補助散水栓等を1ヶ所以上設置する。
 - 6 直接外気に開放されている廊下その他外気の気流が流通する場所については、可燃性物品の集積がないこと。
 - 7 レントゲン室等については、特殊消火設備等（移動式を含む。）又は、消火器を設置する。
 - 8 ボイラー室は、特殊消火設備等（移動式を含む。）又は、大型消火器を設置する。
- ※ 特殊消火設備等とは、令第13条に掲げる水噴霧消火設備等その他これらに代わる新たに開発される消火設備等（窒素ガス消火設備等）をいう。
また、消火器を設置する場合は、令第10条の規定による消火器とは別に設置するものとする。

答 お見込みのとおり。★

問11 前問10中、屋内消火栓設備の設置を免除する要件として、特殊消火設備等又は大型消火器若しくは消火器を設置することとなっているが、これらの選択基準についてご教示ください。また、特殊消火設備等については、移動式も認められているが、この場合、移動式の設置要件である排煙については、いかに指導すべきか。

答 前段については、当該場所の床面積又は機器等の規模により個々に判断されたい。なお、当該場所が、令第13条第1項に該当する場合は、水噴霧消火設備等の設置が必要である。

後段については、屋内消火栓設備又は補助散水栓の代替設備であるため、排煙については問わないものとする。

なお、不活性ガス消火設備等人体に影響を与えるおそれのある設備については、それぞれの設備の技術基準によるなど、安全対策を講ずること。

問12 ポンプ室の表示は、必要か。

答 屋内消火栓設備のポンプ室である旨の表示を指導されたい。★

問13 露出配管の凍結防止措置は、必要か。

答 凍結のおそれのある場所については、防止措置を指導すること。★

問 14 ポンプ起動時の表示は、必要か。

答 常時人のいる場所に表示する措置を講ずるよう指導されたい。★

問 15 消火栓ボックスの色は「赤」以外でもよいか。

答 お見込みのとおり。

問 16 テスト弁は必要か。

答 必要ない。ただし、消防検査時等に放水口からの放水による水損等のおそれがある場合は、設置を指導されたい。★

問 17 昭和50年12月18日付消防予第188号回答中、FRP製水槽は防火上有効な措置を講じた場合認めて差し支えないとあるが、当該水槽を不燃材料で囲った場合、防火上有効な措置を講じたものと認められるか。

答 お見込みのとおり。

- 屋内消火栓設備等に設ける呼水装置にFRP製水槽使用の可否について
(昭和50年12月18日付け消防安第188号)

問 このことについて、最近屋内消火栓設備の呼水装置の水槽にFRP製水槽の使用申し出があり、これらは耐熱性能が劣ると思慮されますが、本来加圧装置等は火災等の災害による被害を受ける恐れが少ない箇所に設けるものであり、また呼水装置についても加圧送水装置の直近に設けるものであり火災等による被害も受けにくいものと思われますので、設置を認めてよろしいか貴職の見解をお示し願います。

別添資料

FRP製水槽の一般特性

使用樹脂 不飽和ポリエステル樹脂 (イソ系)

(日本蝕媒(株) 商品名 G-503PTM)

比 重	1.7~1.8
引張り強さ	1,300 kg/cm ²
引張り弾性率	0.92×10 ⁵ kg/cm ²
曲げ強さ	1,900 kg/cm ²
曲げ弾性率	1.02×10 ⁵ kg/cm ²
圧縮強さ	1570 kg/cm ²
F I B E R含有量	38%
F I B E R積層数	4プライ
耐 熱 性	120°C
耐 寒 性	-40°C

答 設間のFRP製呼水槽は、加圧送水装置と同一の室内で、加圧送水装置の直近に設ける場合又は防火上有効な措置を講じた場合に限り設置を認めてさしつかえない。

問18 旅館、ホテル、社会福祉施設、病院等の就寝施設がある対象物には、2号消火栓又は易操作性1号消火栓の設置が望ましいと思われるがいかか。

答 お見込みのとおり。当該消火栓の設置を指導されたい。

(昭和62年10月26日付消防予第187号、平成8年12月12日付消防予第254号)

● 社会福祉施設等に係る防火安全対策に関する消防法令の運用について

(昭和62年10月26日消防予第187号)

消防法施行令の一部を改正する政令(昭和62年政令第343号)が昭和62年10月2日に、消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和62年省令第30号)が昭和62年10月23日にそれぞれ公布され、社会福祉施設等に係る防火安全対策に関し、所要の改正が行なわれたことについては、昭和62年10月26日付け消防予第186号により通知したところであるが、今般、これらの改正に関する運用基準を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、その適正かつ円滑な運用により防火安全の確保に努められるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

第1 屋内消火栓設備に関する事項

- 1 屋内消火栓設備については、従来の屋内消火栓設備の基準によるもの(消防法施行令(以下「令」という。)第11条第3項第1号イからホに掲げる基準によるもの。以下「1号消火栓」という。)と今回の改正により操作の容易なものとして新たに設置及び維持に係る基準を定めたもの(令第11条第3項第2号イからホに掲げる基準によるもの。以下「2号消火栓」という。)の2種類のもものが定められ、工場、倉庫及び準危険物、特殊可燃物を貯蔵し又は取り扱う建築物その他の工作物にあつては1号消火栓を、その他の防火対象物にあつては、1号消火栓又は2号消火栓のいずれかを設置すればよいこととされたこと。この場合において、1号消火栓又は2号消火栓のいずれかを設置すればよい防火対象物のうち、特に旅館、ホテル、社会福祉施設、病院等の就寝施設にあつては、今後、設置する場合夜間等においても初期消火対応が有効に図ることのできる2号消火栓を設置するよう指導されたいこと。
- 2 令第11条第3項第2号に規定する防火対象物に、屋内消火栓設備を設ける場合において、1号消火栓及び2号消火栓を同一防火対象物に設置することができるものであること。
この場合において、1号消火栓及び2号消火栓の水源又は加圧送水装置を共用する場合にあつては、次によること。
 - (1) 水源の水量は、屋内消火栓を設置する階のうち隣接する二の屋内消火栓の水量の和が最大となる階の量以上の量とすること。この場合において、隣接する二の屋内消火栓の水量の算出に当たっては、1号消火栓にあつては 2.6 m^3 、2号消火栓にあつては 1.2 m^3 がそれぞれ必要とされているので、たとえば、1号消火栓が相互に隣接する場合にあつては 5.2 m^3 以上、1号消火栓と2号消火栓も相互に隣接する場合にあつては 3.8 m^3 以上となること。
 - (2) 加圧送水装置は、いずれの階においても、当該階における隣接する二の屋内消火栓を同時に使用した場合に、それぞれの屋内消火栓が令第11条第3項第1号ハ又は第2号ハ規定する性能を満足するよう設けること。この場合において、ポンプを用いる加圧送水装置のポンプの吐出量は、1号消火栓が相互に隣接する場合にあつては 300 l/min 以上、1号消火栓と2号消火栓が相互に隣接する場合にあつては 220 l/min 以

上とすること。

- 3 2号消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から1のホース接続口までの水平距離が、1.5m以下となるように設置することとされているが、ロビー、ホール、ダンスフロア、リハビリ室、体育館、講堂、その他これらに類する部分であって、可燃物の集積量が少なく、放水障害となるような間仕切、壁等がなく、かつ、ホースを直線的に延長することができるなど、消火活動上支障がないと認められる場合にあつては、その水平距離を令第32条を適用して最長2.5mまで緩和することとしても差し支えないものであること。
- 4 2号消火栓を令第11条第3項第2号イの規定により設置する場合において、設置階の一部に未警戒部分が生じる場合にあつては、原則として当該未警戒部分を生じないように屋内消火栓を設置するなどの措置が必要であるが、当該未警戒部分が直近の屋内消火栓からホースを延長して消火活動を行う場合に支障ないと認められる場合にあつては、その水平距離を令第32条を適用し、最長2.0mまで緩和することとしても差し支えないものであること。
- 5 今回の改正により新たに加えられた2号消火栓の設置及び維持に係る技術上の基準については、次の項目を除き、1号消火栓の基準に準ずるものであること。
 - (1) ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。
(消防法施行規則(以下「規則」という。)第12条第2項第1号)。
 - (2) 消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるよう収納されていること(規則第12条第2項第2号)。
 - (3) 加圧送水装置は、直接操作により起動できるものであり、かつ、開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して、起動することができるものであること(規則第12条第2項第7号)。
これらは、1人操作が可能となるように設けられた基準であり、できるだけ操作部分を少なくするとともに、屋内消火栓からホースを延長し、放水するという一連の動作を円滑に行えるように措置したものであること。
従って2号消火栓は、1人で操作することができ、かつ、消防用ホースを消火栓から延長していく過程の任意の位置において、正常に放水することができなければならないこと。
なお、この場合における2号消火栓に係る1人操作性の総合的評価の基準及び方法については、別途示す子定であること。
- 6 屋内消火栓に使用される消防用ホースについては、消防法第21条の2の規定に基づき、検定を受けなければならないこととされており、また、2号消火栓に使用される消防用ホースについては、放水量の低減化等を図ったことから、その口径が小さくなり、収納方式を従来の1号消火栓と異なった方式(例えばホースリール方式など)とすることが考えられ消防用ホースの技術上の規格を定める省令(昭和43年自治省令第27号)に適合しないか、あるいは想定していない消防用ホースの出現が見込まれるが、これらについては、同省令第34条の基準の特例を活用し、省令の規定に適合するものと同等以上の性能を有しているものについては、認めることとしていること。
- 7 2号消火栓の加圧送水装置については、開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動することとされているが、この場合において起動装置を屋内消火栓箱の内部又はその直近の部分に設ける場合の操作回路については、開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等による起動装置を自動火災報知設備の発信機と接続し、ポンプを起動させる方式とすることができるものであること。
この場合における操作回路(発信機から受信機までの配線)にあつては、規則第12条第1項第5号の規定によるものであること。
ただし、自動火災報知設備の受信機の作動と連動しても起動できるように措置されており、かつ、自動火

災報知設備との連動機能が停止することのないよう、当該操作回路を独立させる等の措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

● 1号消火栓の取扱いについて（平成8年12月12日付消防予第254号）

1号消火栓（消防法施行令（以下「令」という。）第11条第3項第1号に規定する屋内消火栓をいう。以下同じ。）を用いた屋内消火栓設備は、高い消火能力を有する消火設備である。

しかしながら、従来の1号消火栓は操作のために通常2名以上の者を必要とするとともに、消火栓箱内のホースを全部取り出さないと放水することができないという構造上の理由により、円滑な使用のためには予め訓練等を必要とし、さらに、ホースを格納した状態から放水を開始するまでに時間がかかるものとなっている。このため、現状においては、初期消火における1号消火栓の使用率は低い状態にとどまっている。

このような状況を踏まえ、1号消火栓の新たな種類として、2号消火栓（令第11条第3項第2号に規定する屋内消火栓をいう。以下同じ。）と同様に、1人でも操作を行うことができるように操作性等を向上させたもの（以下「易操作性1号消火栓」という。）について消防法施行令第32条の規定を適用し、従来の屋内消火栓と同様に取扱う際の特例基準について下記のとおりとりまとめたので、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達の上、よろしく御指導願いたい。

記

1 易操作性1号消火栓に係る設置及び維持の技術上の基準等について

易操作性1号消火栓は、令第11条第3項第1号並びに消防法施行規則（以下「規則」という）第12条第1項（第7号ホを除く。）、同条第2項第1号、第2号及び第7号の規定の例によるものであること。

2 易操作性1号消火栓の操作性等に係る総合的評価について

易操作性1号消火栓の機能、性能等の確保を図るため、別添「易操作性1号消火栓の操作性等に係る評価基準」に基づき、易操作性1号消火栓の操作性等に係る総合的評価を実施することとしたこと。この場合において、当該評価の実施機関、手続き等については、「2号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る総合的評価について」（昭和63年3月18日付け消防予第46号）の2号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る総合的評価に準ずるものであること。

3 既存の1号消火栓の取扱いについて

- (1) 既存の1号消火栓についても、易操作性1号消火栓に改修してさしつかえないものであること。
- (2) 設置後10年以上経過している1号消火栓については、消防用ホース等が劣化しているものがあると考えられることから、耐圧試験等により劣化状況を確認し、劣化している消防用ホース等については、適宜交換することが望ましいこと。

4 その他

この通知は、平成9年4月1日から運用されたいこと。

別 添

易操作性1号消火栓の操作性等に係る評価基準

（平成16年12月24日付け消防予第259号により一部改正）

（趣旨）

第1条 この基準は、消防法施行令第11条第3項第1号に規定する屋内消火栓のうち、操作性等の向上を図り、1人で操作可能としたもの（以下「易操作性1号消火栓」という。）の操作性等に係る評価基準について定めるものとする。

（評価対象）

第2条 この基準において操作性等の評価を行う易操作性1号消火栓は、配管への接続口、開閉弁、消防用ホース、消防用ホース結合金具、ホース収納装置（収納箱を有するものは、当該箱を含むものとする。以下同じ。）、ノズル、加圧送水装置の起動装置、加圧送水装置の起動又は易操作性1号消火栓の位置を示す表示灯を設けるものにあつては当該表示灯等により構成された完成品とする。

(用語の意義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホースリール式 消防用ホースを円筒形状等のホース収納装置に巻き取って収納するものをいう。
- (2) 折畳み等収納式 消防用ホースをホースリール式以外の方式によりホース格納装置に収納するものをいう。
- (3) 使用圧 折れ曲がった部分のない状態における消防用ホースに、通水した場合の常用最高水圧（単位メガパスカル）をいう。

(一般構造)

第4条 易操作性1号消火栓は、次の各号に適合するものとする。

- (1) 消防用ホースの延長及び収納の操作が容易にできること。
- (2) 保守点検が容易にできること。
- (3) 耐久性を有すること。
- (4) ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないこと。
- (5) 消防用ホースは、壁面に設置するものにあつては易操作性1号消火栓の前面において、天井に設置するもの（以下「天井設置型」という。）にあつては易操作性1号消火栓の直下の床面において、延長操作を行った場合にいずれの方向にも引き出せること。
- (6) 消防用ホースの結合金具は、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第2号）及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第3号）の規定に適合するものであること。
- (7) 水路部分に摺動部又は回転部を有するものにあつては、当該部分を耐食性材料により造り、かつ、摺動若しくは回転に影響を受けない構造とすること。
- (8) 消防用ホースは、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和43年自治省令第27号）の規定に適合するものであること。
- (9) 電気開閉器、電気配線その他電気部品は、防水のための措置及び充電部の保護を行うとともに、十分な電気容量を有し、配線の接続が的確であること。
- (10) 天井設置型にあつては、次によること。
 - ア ノズル等を降下させるための装置（以下「降下装置」という。）は操作しやすい構造とするとともに、易操作性1号消火栓の機能に障害を与えないものであること。
 - イ 降下装置を操作した場合に、設置高さに応じて、ノズル等が床面からの高さが1.5メートル以下の位置まで降下できる措置が講じられていること。
 - ウ 降下装置を操作した場合に、ノズル等は次条に規定する操作が安全に行える速度で降下するものであること。

(操作性)

第5条 易操作性1号消火栓は、開閉弁の開放、ホース収納装置からの消防用ホースの延長操作、放水等の一連の操作を1人で円滑に行うことができるものとする。ただし、天井設置型にあつては、降下装置の操作を含むものとする。

(ホースの操作力)

第6条 消防用ホースの延長操作に要する力は、日本工業規格A 5705に適合する滑らかなビニール床タイル又

は同等の滑らかなシートの床面上で0.17Mpaから使用圧（使用圧が1.0 Mpa以下のものにあつては1.0 Mpaとする。）の範囲の水圧力を加えて測定した場合、任意の延長位置において20 ニュートン以下とする。

(耐圧試験)

第7条 易操作性1号消火栓の水路部分は使用圧の1.5倍の水圧力を5分間加える試験を行った場合において、漏れ又は変形等の異常がないものとする。

(強度試験)

第8条 ホースリール式の易操作性1号消火栓のホースリールは、両側に軸受を有するものにあつてはホースリールの中央に、片側に軸受を有するものにあつては軸受の反対側のホースリールの端に、当該ホースリールの質量（消防用ホース及び当該ホースの充水質量を含む。）の2倍の荷重を24時間吊した場合、破壊又は変形等の異常がないものとする。

2 折畳み等収納式の易操作性1号消火栓のホース収納装置のホース収納部分は、両側に支持金具又は軸受を有するものにあつてはホース収納部分の中央に、片側に支持金具又は軸受を有するものにあつては軸受の反対側のホース収納部分の端に、当該ホース収納部分の質量（消防用ホース及び当該ホースの収納状態において充水することのできるものにあつては充水質量を含む。）の2倍の荷重を24時間吊した場合、破壊又は変形等の異常がないものとする。

(繰り返し作動試験)

第9条 易操作性1号消火栓は、15回の延長、放水及び収納操作を繰り返した場合、確実に1人操作により延長及び規定以上の放水ができるものであり、かつ、機能に異常を生じないものとする。

(ノズル)

第10条 ノズルは、次の各号に適合するものとする。

- (1) 容易に開閉できる装置を設けること。
- (2) 棒状放水及び噴霧放水の切替えができるものであること。
- (3) 棒状放水において、水圧力0.17Mpa以上で、毎分130リットル以上の放水量を有するものであり、かつ、ノズル先端の高さ1m、仰角5度において射程が7m以上であること。
- (4) 噴霧放水において、消火に有効な放射範囲を有するものであること。
- (5) ノズルには、次の表示をすること。
 - ア 開閉位置又は開閉方向
 - イ 棒状及び噴霧の切替え位置

(放水反力)

第11条 通常の使用状態においてノズル開放時の放水反力が200 ニュートンを超えない措置が講じられていること。

(開閉弁)

第12条 開閉弁は、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準を定める件」（平成13年消防庁告示第36号）の規定に適合するものとする。

(加圧送水装置の起動装置)

第13条 加圧送水装置の起動装置は、次の各号に適合するものとする。

- (1) 消防用ホースの延長操作又は開閉弁の開放等と連動して、確実に起動すること。
- (2) 消防用ホースの延長操作等によって、損傷を生じない位置に設けること。

(表示灯)

第14条 加圧送水装置の起動又は易操作性1号消火栓の位置を示す表示灯をホース収納装置に設けるものにあつては、見易い位置に設け、かつ、消防用ホースの延長操作等によって、損傷を生じない位置に設けるものと

する。

- 2 易操作性1号消火栓に設ける赤色の灯火（降下装置を壁、柱等に設ける場合のものを含む。）にあつては、消防法施行規則（以下「規則」という。）第12条第1項第3号ロの規定によるものとする。ただし、天井設置型の本体に設ける赤色の灯火にあつては、規則第12条第1項第3号ロの規定にかかわらず、当該天井設置型の取付け面を3mの高さにした場合に、10m離れた位置で、かつ、1.5mの高さから容易に識別できるものとすることができる。

（表示等）

第15条 易操作性1号消火栓は、次の各号に掲げる事項を容易に消えないように表示するものとする。

- (1) 製造者名又は商標
 - (2) 製造年
 - (3) 易操作性1号消火栓である旨の表示
 - (4) 操作手順を示す絵表示（収納箱以外の部分に表示するものを含む。）
 - (5) 使用圧
 - (6) 圧力損失値
 - (7) 型式番号
 - (8) 消防用ホースの型式番号
 - (9) 天井設置型のものにあつては、その旨の表示
 - (10) 天井設置型の降下装置には、当該部分にその旨の表示
- 2 易操作性1号消火栓の性能、設置等に係る説明書等の整備を図るものとする。

問19 次の消防用設備等の配線について、耐火又は耐熱配線とするよう指導すべきか。

- (1) 移動式粉末消火設備の表示灯回路の配線
- (2) 連結送水管の表示灯回路の配線
- (3) パッケージ型消火設備の表示灯回路の配線

答 いずれも電気工作物に係る法令の規定によるほかは、特に指導する必要はない。★

問20 屋内消火栓設備配管内充水には、一般的に補助高架水槽方式としているが次の方法によることとしてよろしいか。

1. 制御盤を自動点検装置付き（例 ファイアキーパ等）とする。
2. ホームポンプを設置する。

※ 自動点検装置とは

一定時間（標準24時間）ごとにポンプを自動運転させ、ポンプ内部の錆付きグランドパッキンの固着等の故障を防止し、また吐出圧力をチェックしポンプ電動機等の故障の発見を自動的に行うシステム。

答 認めてさしつかえない。なお、ホームポンプを設置する際はポンプ能力に注意すること。★

問21 屋内消火栓設備等において配管の埋設を認めてよいか。

答 配管は、共同溝等への敷設を除き、原則として埋設しないこと。やむを得ず埋設する場合には、次により防食措置を講じるよう指導されたい。★

ア 塗装防食

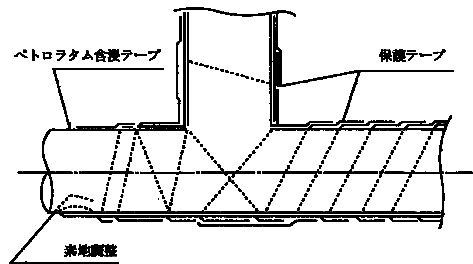
塗装防食を行う場合は、下地処理をした配管表面にタールエポキシ樹脂等をピンホールがないように塗布する。

イ 覆装防食

覆装防食を行う場合は、次のいずれかの方法又はこれらと同等以上の方法によること。

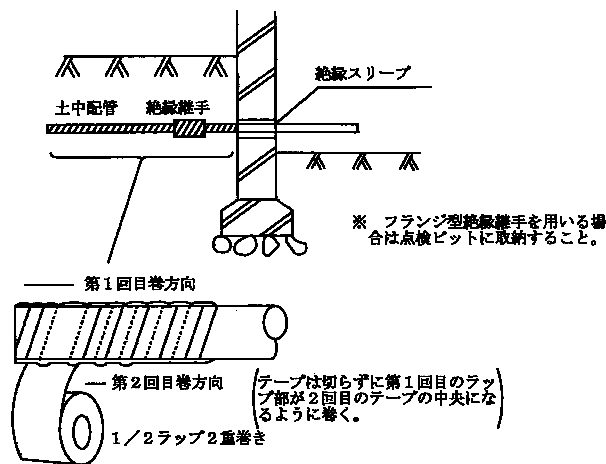
- (ア) 下地処理をした配管の外側にペトロラタム含浸テープを十分に密着するように2. 2mm以上を巻きつけ、かつ、その上に密着性を有するビニールテープ等で保護する方法（第2-1図参照）

第2-1図 ペトロラタム含浸テープを用いる場合の施工例



- (イ) 絶縁継手（規則第12条第1項第6号に規定される管継手と同等以上の強度、耐食及び耐熱性を有し、有効絶縁長さが内径の10倍以上で、かつ、絶縁抵抗値が3MΩ以上であるものに限る。）を使用し、当該継手と配管をJIS Z 1901（防食用ビニールテープ）に規定される防食テープと同等以上の防食テープを1/2ラップ二重巻き以上に保護する方法

第2-2図 絶縁継手及び防食テープを用いる場合の施工例



- (ウ) 日本水道鋼管協会規格WSP041-88（消火用硬質塩化ビニール外面被覆鋼管）及びWSP044-88（消火用ポリエチレン外面被覆鋼管）に適合する外面被覆鋼管を使用し、継手部分は次によること。
- 専用継手による接続
 - 継手の周囲を防食シートで覆い、さらに防食テープを巻いて保護する方法
 - 継手部をマンホール等に収納して土との接触をさける方法
- なお、当該外面被覆鋼管の工事に際しては、当該管等に定められた施工方法により、行うこと。

ウ 塗覆装防食

塗装剤として、アスファルト又はコールタール系エナメル、覆装材として無機質のアスベストフェルトを用いる方法

エ 電氣的防食

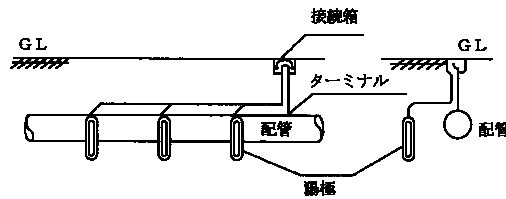
(ア) 共通事項

- リード線が外部から損傷を受けるおそれのある場合は、鋼管等で保護すること。
- 電位測定端子をおおむね200mごとに設けること。
- 過防食により悪影響を生じないように考慮すること。

(イ) 電氣的防食を行う場合は、次のいずれかの方式によること。

a 流電陽極方式 (第2-3図参照)

第2-3図 流電陽極方式の施工例

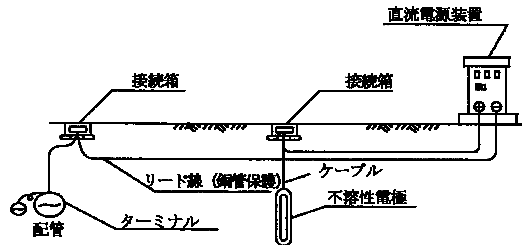


(a) 流電陽極方式による陽極は、土壤の抵抗率の比較的高い場所ではマグネシウムを、低抵抗率の低い場所では亜鉛又はアルミニウムを使用する。

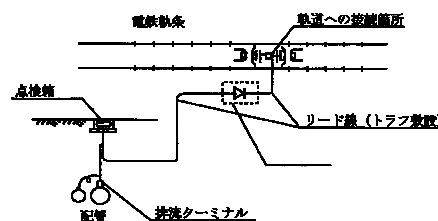
(b) 流電陽極方式の陽極又は外部電源方式の不溶性電極の位置は、防食対象物の規模及び設置場所における土壤の抵抗率等の周囲環境を考慮し、地下水位以下の位置、地表面近くの位置等において均一な防食電流が得られるよう配置する。

b 外部電源方式 (第2-4図 外部電源方式の施工例参照)

外部電源方式による不溶性電極は、高硅素鉄、磁性酸化鉄又は黒鉛等を使用する。



c 選択排流方式 (第2-5図 選択排流方式の施工例参照)



オ 施工上の留意事項

(ア) 前ア～エの基準は、配管を土中に埋設する対象物で配管の腐食防止措置方法を明確にしたものである。

なお、配管の腐食は、配管（金属部）の接触する環境の差や異なる配管材質の接触等により生じやすいことから、土中埋設配管部分にあっては一律に腐食防止措置を講じることとしたものである。

(イ) 塗装防食、覆装防食又は塗覆装防食にあっては、現場工事時における配管処理表面の損傷又はねじ加工部分の露出等がある場合は、当該部分から管材料の分解が促進される傾向にあるので、特に厳正な工事管理が

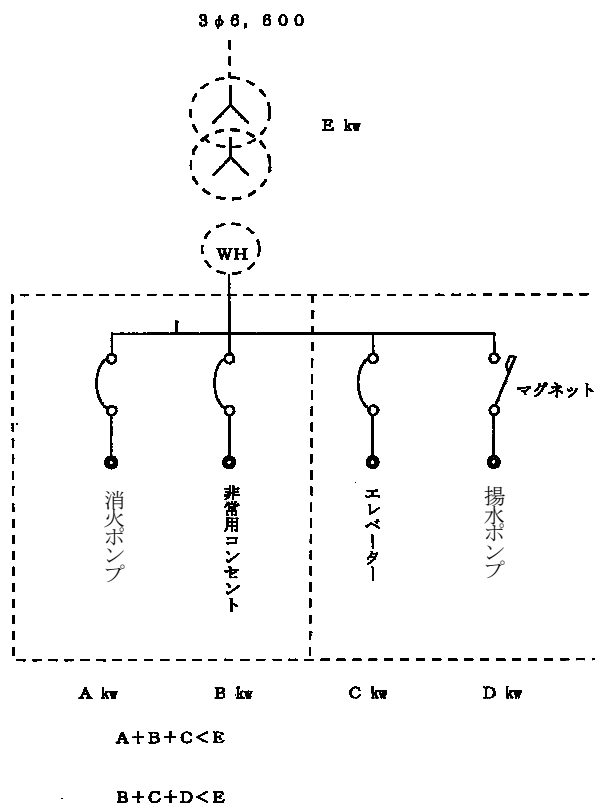
必要である。

問 22 非特定防火対象物で受電設備の容量が不足するため、非常電源専用受電設備と他の一般回路の電源とを共用する場合、通常は一般回路に接続されており、消防用設備等が作動状態になった場合においては、昭和53年4月28日消防予第83号問1に対する回答(2)～(7)までを準用して認めて差し支えないか、御教示下さい。

答 (昭56. 1. 27 電話回答)

(条件)

- (1) マグネットは内消の起動装置を操作することにより、自動的に働く(しゃ断される)こと。
- (2) 容量 $E > B + C + D$ を満足すること。
- (3) しゃ断機櫛に至るまでの配線は耐火配線とすること。



問 23 非常電源専用受電設備は、主変圧器の二次側より耐熱電線で専用の開閉器を設け供給するとされているが、主変圧器までの一次側の配線が屋内のダクト等を通して供給されている場合、二次側は耐熱電線の使用規制があるが、一次側はない。したがって、ダクト火災等の発生した場合、二次側の耐熱電線の意味がない。一次側にも耐熱電線使用の行政指導をしてもさしつかえないか。

答 防火対象物の内部で第一次支持点以降の配線は、変圧器の一次側であっても規則第12条〔第1項〕第4号ニに規定する耐熱保護をしなければならない。

(昭和50年6月16日付消防安第65号)

問 24 物品販売店舗等において、容易に取り外しできないよう木製の商品陳列棚を壁全面に直に取り付けた場合、令第11条第2項は適用できないと解してよいか。

答 お見込みのとおり。 (平成14年9月30日付け消防予第281号)

● 水中ポンプの取扱いについて

屋内消火栓設備の加圧送水装置として設ける水中ポンプは、次により設ける場合は、新設又は既設にかかわらず加圧送水装置として認めてさしつかえないものであること。

なお、この場合において規則第12条第3号の2に定める呼水装置は省略して差し支えないものであること。

- (1) 水中ポンプは点検のためのふたの真下に設けること。
- (2) 水中ポンプは、貯水そうの底面から5cm以上の位置に設置し、貯水そうの壁面から当該ポンプの中心までの距離は、ポンプストレーナー部分の2倍以上とすること。
- (3) 水中ポンプの吐出側の配管には、逆止弁、仕切弁及び連成計（又は圧力計）を設け、かつ、当該ポンプ吐出口から仕切弁に至る配管の最頂部には、自動空気抜き弁を設けること。
- (4) 貯水そうの水位は、常時水中ポンプの最低起動水位（水中ポンプ及び当該ポンプを駆動する電動機が水没する水位をいう。）以上にあり、かつ、ポンプストレーナー上部から10cm以上となるように確保されていること。

○ 屋外の観覧場における消防用設備等の取扱いについて ★

このことについて、予防行政の円滑な推進を図るため、次のとおり取り扱うこととしたのでその運用に当たっては遺憾のないようされたい。

屋外の観覧場における消防用設備等の取扱いについて

屋外に開放された観覧席は、床面積に算入しないことができるものとする。

ただし、観覧席の一部に屋根がかぶった場合で、当該屋根のかぶり部分の面積が屋根のかぶりのない部分（開放部分）の面積より大きい場合は、その部分の観覧席は床面積に算入するものとする。面積はいずれも各階ごとに水平投影面積とする。

なお、収容人員の算定にあたっては、全ての観覧席を含むこととする。

床面積に算入される場合、又は収容人員により設置義務が生じた消防用設備等の設置及び設置基準については次のとおりとすることができること。

床面積に算入される場合の消防用設備等は、床面積に算入される部分のみに設置すれば足りるものとする。

1 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備について

- (1) 屋内消火栓設備を設置の場合、1のホース接続口までの水平距離が30m以下となるよう設けること。
- (2) 屋外消火栓設備を設置の場合、1のホース接続口までの水平距離が50m以下となるように設けること。

2 非常放送設備について

- (1) 1のスピーカーまでの水平距離がトランペット型の場合50m以下、ホーン型の場合40m以下となるように設けること。

(2) スピーカーは、L級以上を設けること。

3 誘導灯について

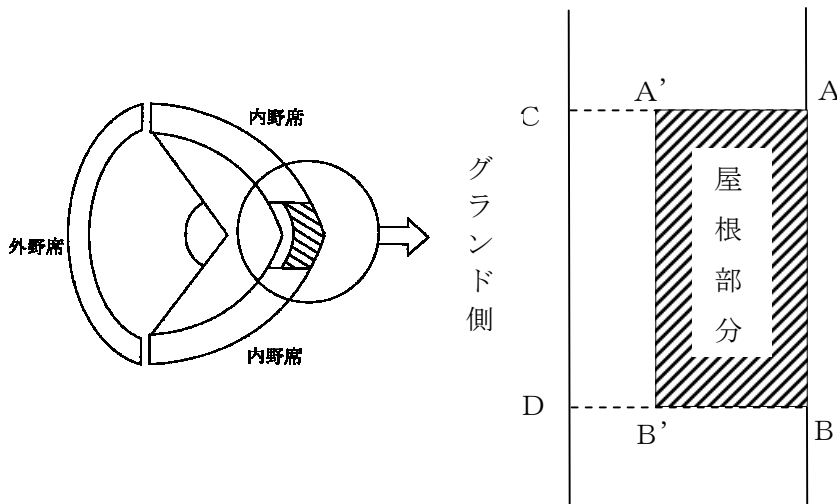
(1) 昼間又は夜間無人の場合、消灯方式とすることができる。

(2) 床面積に算入されない場合であっても、観覧席の中間部分に主要な出入口がある場合は、その部分に設置すること。

4 消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備については設置を免除する。

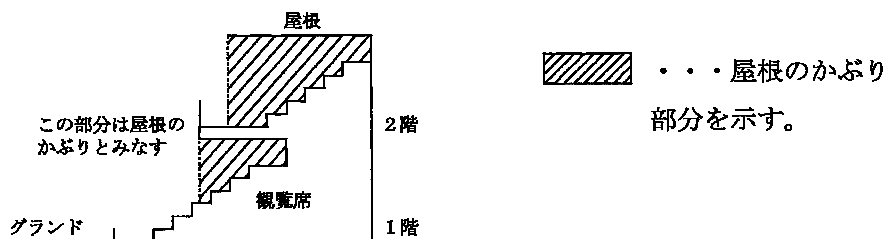
床面積に算入される場合

<野球場>



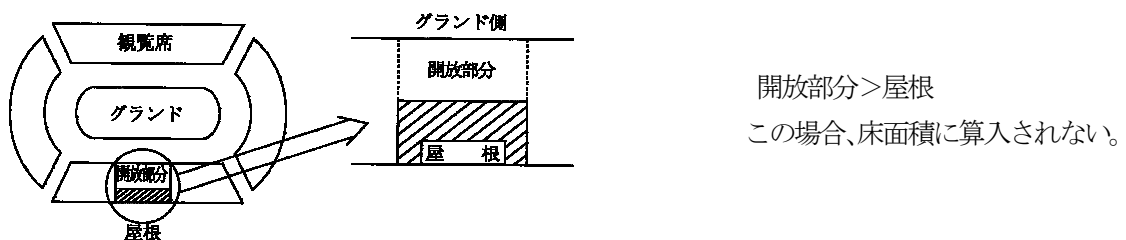
屋根AA' BB'部分が開放部分A' CB' Dより水平投影面積が大きいいため、観覧席A B C D部分は面積に算入される。

○観覧席が2階建の場合の屋根かぶりの取扱い



<陸上競技場、ラグビー・サッカー場>

○床面積に算入されない場合



○ 屋内消火栓設備等の非常電源として非常動力装置を設置する場合の特例適用について

「消防法の一部を改正する法律（昭和49年6月1日法律第64号）等に関する質疑応答」（昭和50年6月16日付消防安第65号）及び「既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（昭和50年7月10日付消防安第77号）で屋内消火栓設備等の非常電源として自家発電設備の基準に適合する内燃機関が設けられている場合は、消防法施行令（以下「令」という。）第32条の規定を適用し、非常電源とみなして差し支えないものとされているが、この運用を下記のとおりとし、令第32条の規定を適用することとしたので、その運用にあたって遺憾のないようされたい。

記

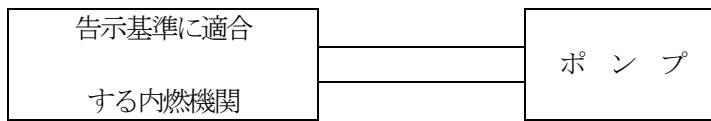
1 既存の防火対象物

既存の防火対象物については、規模、構造、用途等にかかわらず認めてよいこと。

2 新築の防火対象物

新築の防火対象物については、平成7年2月21日付消防予第26号（消防庁予防課長回答）によること。
なお、同回答中「床面積の合計が2,000平方メートル以下」とは、設置対象となる防火対象物若しくは部分又は階の床面積の合計が2,000平方メートル以下として取り扱われたい。

○ 2連結式

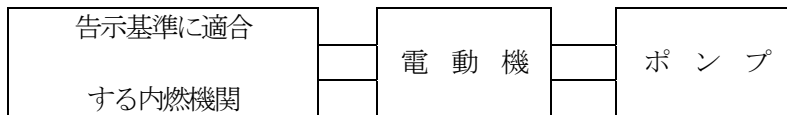


既存・・・可

新築・・・可（ただし、2,000平方メートル以下）

（参考）

○ 3連結式（従来の特例によるもの）



第3 スプリンクラー設備

問1 スプリンクラー設備の規則第13条区画について

- (1) エレベーター及びダムウェーターの扉は規則第13条第1項第1号ハに該当するか。
- (2) 避難階段は廊下と同様に取扱ってよいか。
- (3) 区画を貫通するダクト等に用いるダンパーは、煙感知器と連動して閉鎖するものでなければならないか。

答 (1) 該当しない。ただし、規則第13条の規定に適合する附室を設け区画するか、又は建築基準法に規定する特定防火設備（シャッターを除く。）を設置した場合は該当する。

(2) お見込みのとおり。

(3) お見込みのとおり。ただし、煙感知器の設置が不適な場合は、熱感知器と連動させて差し支えない。

問2 スプリンクラー設備の自動警報装置に係る音響装置の指導はいかにするべきか。

答 規則第14条第1項第4号によること。ただし、音響警報装置は、ウォーターモーターゴング（水車ベル）、ベル等によるものとする。

なお、自動火災報知設備又は自動火災報知設備と連動等の放送設備により有効な警報（スプリンクラー設備が起動した旨の警報を含む。）が発せられる場合にあっては、音響警報装置を設けないことができる。★

問3 加圧送水装置の補助ポンプに非常電源を附置するよう指導すべきか。又、主ポンプと補助ポンプの呼水槽を兼用してもよいか。

答 前段 必要ない。

後段 容量に関係なく兼用を認めて差し支えない。★

問4 制御弁、流水検知装置を設置する場合、いかなる場所に設置したらよいか、ご教示願いたい。

答 点検に便利で、かつ火災による被害を受けるおそれが少ないP S等防火戸及び不燃材料で区画した場所に設置するよう指導されたい。★

問5 スプリンクラーヘッド免除部分については、規則第13条第2項に示されているが、風除室はスプリンクラーヘッドを緩和することはできないか。また、サウナ室についてはどうか。

答 風除室については、スプリンクラーヘッドを緩和することは認められない。また、サウナ室については、当該サウナの形態にかかわらず、スプリンクラーヘッドの設置を要しない部分として取り扱って差し支えない。★

問6 配管の摩擦損失計算に伴う配水管又は枝管の口径と取付けるヘッドの個数についてご教示下さい。

答 (1) 標準型ヘッドの場合は、次表によられたい。なお、補助散水栓はヘッドの数に入れない。★

ヘッドの合計個数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下	21個以上
配管の呼び方	25A以上	32A以上	40A以上	50A以上	65A以上	80A以上

(枝管に取付けるヘッドの数は、一つの枝管につき5個を限度とする。)

(2) 小区画型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の管口径は、一の放水区域の小区画型ヘッドの取付個数に応じ、次の表に掲げる管の呼び以上のものとする。★

ヘッドの合計個数	3個以下	4個以下	8個以下	16個以下	32個以下	33個以上
配管の呼び方	25A以上	32A以上	40A以上	50A以上	65A以上	80A以上

(枝管に取付るヘッドの数は、一つの枝管につき5個を限度とする。)

問7 スプリンクラー設備補助散水栓の位置表示灯の点滅（フリッカー）についてご教示願いたい。

答 点滅方式（フリッカー）を指導すること。★

問8 既存の病院に対するスプリンクラー設備適及に伴う防火区画等による特例措置（昭和62年10月27日付消防予第188号）についてご教示願いたい。

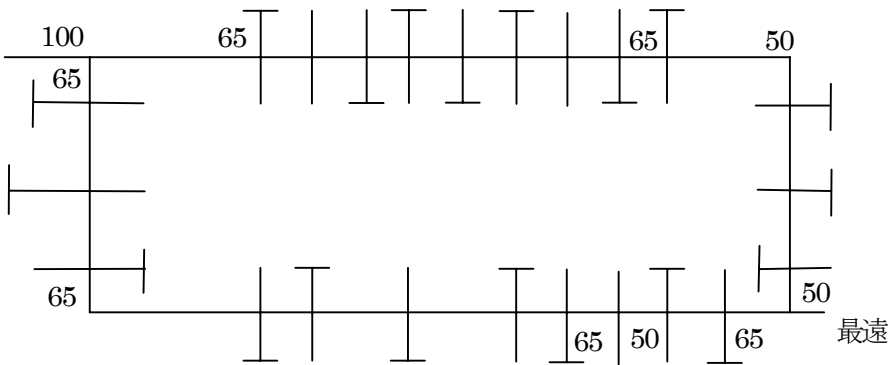
- (1) ダムウェーターの附室とは、どの程度のものが該当するのか。
- (2) 廊下等に面したダムウェーターは、廊下全体を区画すれば認められるか。
- (3) 精神病院で常時施錠されているX線テレビ室及び3階以上にある保護室（独房で保護監察の対象となる者を収容する部屋）は、病室等として取扱うことができるか。

答 (1) については、規模、面積は問わない。なお、開口部前面に附室を設けるか又はダムウェーター開口部前面を煙感知器連動の甲種防火戸で区画する方法がある。

(2) については、認められない。廊下に面したダムウェーターについても(1)の方式で廊下とは別区画とすること。

(3) X線テレビ室は検査室とし、保護室は病室等として取扱う。

問9 スプリンクラー設備配管のループ方式について、ご教示願いたい。



上記配管は、認められるか。

答 ループ方式の場合、主配管は規則第13条の6の規定により算出されたヘッド個数によるものとする。

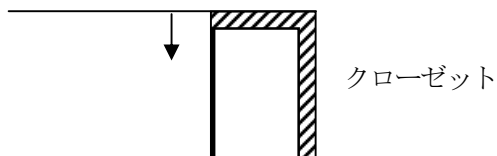
ヘッドの同時開放個数10以下の防火対象物 65A以上

上記以外 80A以上

なお、いずれも配管の摩擦損失計算上支障ない管径とする。★

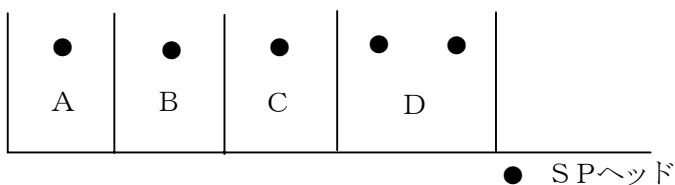
問10 ホテル客室等のクローゼット等で、0.5㎡程度の小区画部分についてヘッド免除できないか。

答 原則免除できない。ただし、クローゼットの壁及び天井を不燃材料で仕上げ、扉が木造等である場合で、当該部分の正面の天井にヘッドが設置されている場合は当該ヘッドにより有効に消火できると認められるため免除してさしつかえない。★



問11 大型店舗で多量の火気を使用する厨房等が連続してある際、下図のような措置をした場合、区画されたものとみなし床面積及び消費熱量の合算をしないことができるか。

なお、店舗AからDを合算すると、令第13条第1項の多量の火気を使用する部分で床面積200㎡以上に該当するものとする。



- (1) 各店舗の天井及び壁を不燃材料で仕上げる。
- (2) 店舗内及び前面通路には、スプリンクラーヘッドが基準どおり設置されている。

答 令第32条を適用し、設問のとおり取り扱ってさしつかえない。★

問12 削除

問13 床面積の合計が3,000㎡以上の既存の物品販売店舗等にあつては、平成2年12月1日の改正により平成6年11月30日までに現行基準に従ってスプリンクラー設備設置が義務付けられたところである。

既存の病院の特例(188号通知)、既存の社会福祉施設の特例(189号通知)によれば、「77号通知」の特例措置ができる旨明記されているが「既存の物品販売店舗等に対する消防用設備等の技術上の基準の特例について」(平成2年8月1日付け消防予第106号)では、明記されていない。物品販売店舗等についても病院、社会福祉施設同様に「77号通知」を適用しても差し支えないか伺いたい。

また、既存の物品販売店舗等の屋内消火栓設備がある場合、これをスプリンクラー設備に改造することができるか伺いたい。

答 既存の物品販売店舗等の特例についても、「77号通知」を既存の病院、社会福祉施設と同様の取扱いをして差し支えない。

また、既存の屋内消火栓設備の改造についても、ポンプ容量、配水管口径等基準に適合すれば差し支えない。

なお、既存の防火対象物に対する特例については、各消防本部の令第32条により取り扱われたい。

問14 階ごとのアラーム弁の警戒について御教示下さい。

答 各階のアラーム弁の警戒は、その警戒面積を3000㎡ごとに行なうこと。なお、1の階において系統が2以上ある場合の送水口の数にあつては、当該系統ごとに設置するものとし、系統ごとの配管をバイパス接続すること。★

問15 規則第13条第2項で、新たに規定された3施設について、「主として身体障害の程度が重い者」とあるが、「主として」とは、具体的にどの程度の割合を示すのか。

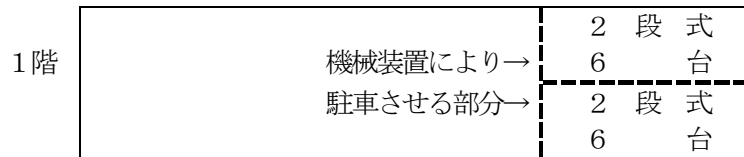
答 当該施設の全入所者のうち、身体障害者等級(「身体障害者福祉法施行規則」(昭和25年厚生省令第15号)第5条第3項及び別表第5)「1級の者」が概ね8割を超える場合とされたい。(平成16年12月24日付け消防予第258号)

第4 水噴霧消火設備等

問1 (削除)

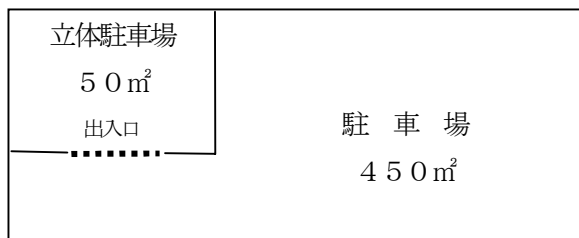
問2 次図の場合、水噴霧消火設備等の設置はいかにすべきか。

図1



※ 駐車場床面積288㎡（うち機械装置部分約80㎡）

図2



※ 立体駐車場収容台数 30台

答 図1は機械駐車装置部分のみ設置対象。

なお、前面駐車部分についても同様に警戒するよう指導されたい。 ★

図2の場合、立体駐車場部分が防護区画されている場合は立体駐車上部分のみ設置対象（床面積は合算しない。）

問3 2層式の機械駐車装置の取扱いにおいて台数の算定はいかにすべきか。

答 下段が当該階の床面をそのまま利用したものであれば上段のみの台数とし、車両が当該装置のパレット上に乗っている状態のものはすべて台数に算定するものとする。

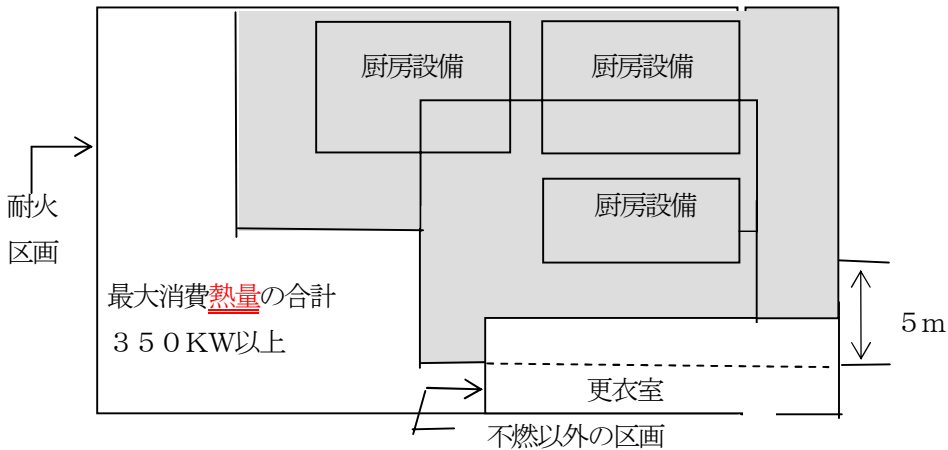
問4 2階以上の階を駐車のために供する場合、当該階と屋上駐車場部分とが同一階に存する場合、消防用設備等の設置の基準はいかにすべきか。

答 当該床面積をそれぞれの設置基準面積により取扱われたい。

問5 「電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて」（昭和51年7月20日付け消防予第37号）第1、2の水平距離5mの線で囲まれた部分の取扱いについて（巻末資料「水噴霧消火設備等」参照）

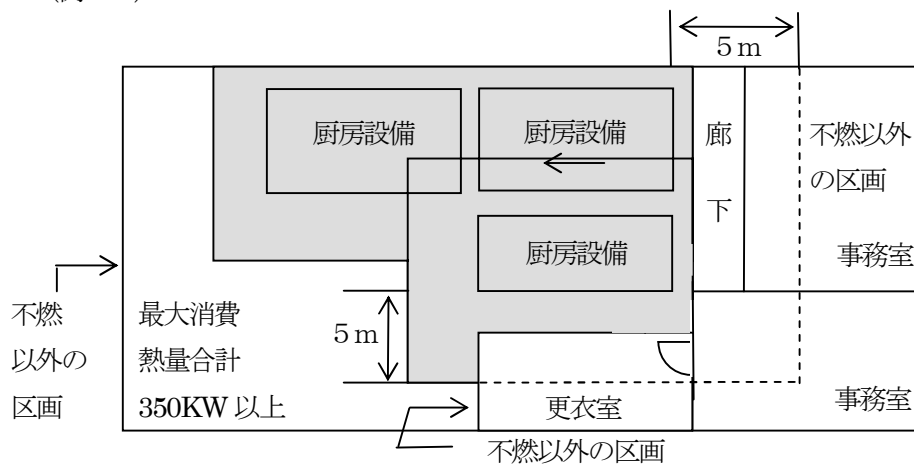
下図のような防火対象物の場合、厨房設備の据え付けられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分に更衣室等がある場合の床面積算定はどうかをすべきか。

(例 1)



<答> 更衣室を除く 部分の床面積とする。

(例 2)

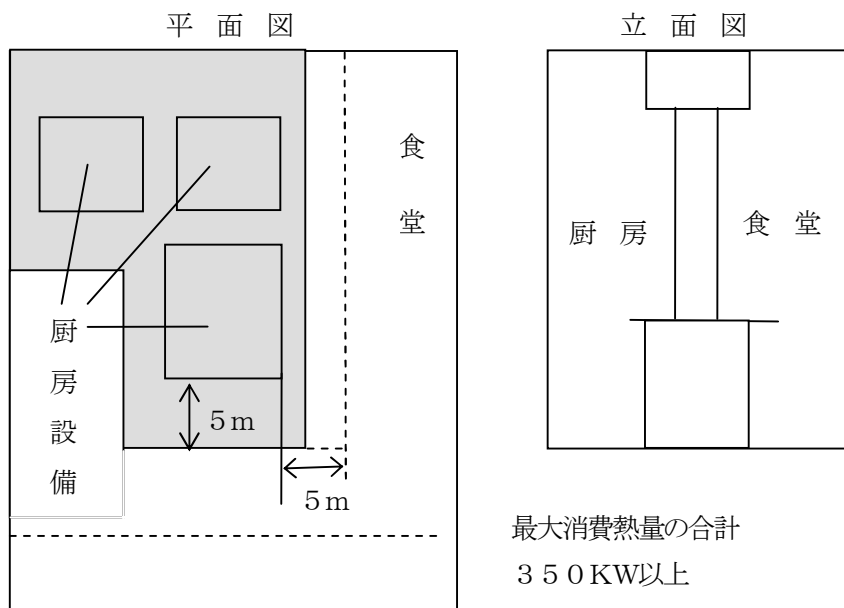


<答> 更衣室、廊下、事務室を除く 部分の床面積とする。

ただし、事務室がボイラー室等である場合は、床面積は合算されることになるので申し添える。

なお、「予防行政事務の取扱いについて」（昭和59年7月14日付け消防予第113号）質疑回答を参照されたい。（巻末資料「水噴霧消火設備等」参照）

(例 3)



<答> 厨房と食堂とが区画されている場合は、厨房内の  部分の床面積とする。

問6 令第13条の規定により、水噴霧消火設備等を設置することとされている最大消費熱量の合計が350KW以上の厨房室に、スプリンクラー設備を設置し、かつフード部分及び排気ダクト内部、レンジ部分並びにフライヤーに対して、それぞれ(財)日本消防設備安全センターの認定を受けたフード・ダクト用、レンジ用及びフライヤー用の簡易自動消火装置を設置した場合は、令第32条の規定を適用し、水噴霧消火設備等を設置しないこととしてよろしいか。

答 厨房設備が液体燃料を使用しておらず、適正な維持管理を行う場合にあっては、お見込みのとおり。★

(国への照会回答)

問 屋外に機械立体駐車装置を設置する場合の消防用設備等の規制について

近年、駐車スペースを有効に利用するための、カーポートの新製品が開発されています。

今回、本市のM社が開発販売を予定している別添カーポート（1基7台収容）を設置する場合の消防用設備等の指導について、次のいずれによる指導が適切かご教授ください。

なお、本カーポートは、工作物等に該当しない。

- 1 カーポートを2基（1基7台収容）以上を、接して設置した場合は、消防法施行令第13条の機械装置により車両を駐車させる構造のもので車両の収容台数が10台以上の設置基準を準用して、消火器（6型以上）または、移動式粉末消火設備等の設置を行政指導する。
- 2 1の場合で、カーポートの相互の間隔を3m以上離し、10台未満となった場合は、消防用設備の設置対象外とする。
- 3 建築物および工作物でないので、消防用設備の設置対象外である。

回答（「予防業務に関する質疑について」（4消号外 平成4年4月15日 長崎県消防防災課長）

平成4年4月10日付で質問のありました標記について、消防庁予防課に照会した結果は下記のとおりでした。

記

1基10台未満収容の駐車場であっても、2基以上を近接して設置し、10台以上となった場合は、消防法施行令別表第1の「防火対象物」である。

したがって、延焼拡大を防ぐため次のいずれかの処置が必要となる。

(1) 水噴霧消火設備等を設置する。

(参) 消防法施行令第13条及び別表第1(13)イ

(2) 6mを超えて設置する。

(参) 建築基準法第2条第6号

(3) 50cm以上、端を出した防火壁を設置する。

(参) 建築基準法施行令第113条第3号

【運用通知】

「移動式の泡消火設備等を設置できる場所の運用基準について」

消防法施行令第13条の規定により設ける泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備（以下「泡消火設備等」という。）の移動式のものについては、消防法施行規則第18条第4項第1号、同第19条第6項第5号（同第20条第5項及び同第21条第5項で準用する場合を含む。）の規定により「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所」に設けることとされているが、これに係る運用基準を下記のとおり定めたので、事務の執行に遺漏のないようされたい。

記

次のいずれかに該当する場合は、移動式の泡消火設備等を設置することができるものとする。

- 1 全面開放の屋上駐車場又は高架道路下の駐車場等、周壁がなく柱のみである部分若しくは周囲が危害防止上

の鉄柵等で囲まれている部分

- 2 外気に接する開口部が排煙上有効に常時開放された構造のもので、かつ、開放部分の合計面積が、当該駐車用の用に供する部分の床面積の15%以上である部分
- 3 壁面について次のいずれかに該当すること。ただし、床面積3,000㎡以下の部分に限る。
 - (1) 長辺の一边について当該壁面（柱及びはりを除く。）の全部が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されていること。
 - (2) 四辺の上部（天井面から50センチメートル以上）の部分が常時外気に直接開放されていること。
- 4 地上1階（又は避難階）にある防護区画で、地上から手動又は遠隔操作により開放することができる開口部（外気に接する扉等）の有効面積の合計が、床面積の20%以上（有効な排煙装置又は排煙上有効な開口部を有する越屋根の構造を有するものにあつては15%以上）である部分
この場合「有効な排煙装置」とは、毎時5回以上の排煙能力のあるものをいい、有効な越屋根の構造とは、有効な開口部の面積の合計が、床面積の5%以上あるものをいう。
また、排煙装置で「毎時5回以上の排煙能力」とは、1時間に当該防護区画の体積の5倍の数値以上の空気を排出する能力を有するものをいう。

なお、上記1～4の取扱いにあたっては、火災時に面積区画用シャッターが降下した場合についても考慮すること。

(参考)

- 「1層2段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」
(平成3年5月7日付消防予第84号)
- 「2層3段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」
(平成6年6月16日付消防予第154号)
- 「3層4段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」
(平成12年1月7日消防予第3号)

- 問7 (1) 前記「移動式の泡消火設備等を設置できる場所の運用基準について」の2中「外気に接する開口部が排煙上有効に常時開放された構造」とは、どのような構造をいうのか。
(2) また、同運用基準2及び4の開放部分の面積の算定についてご教示願いたい。

- 答 (1) 当該開口部が他の建築物の外壁又は隣地境界線より50cm以上離れている場合は全面を開放されているものとみなし、それ未満の場合は開口部とみなさない。
また、当該開口部にドレンチャー設備を設けた場合の取り扱いについても同様とする。★
(2) 開口部の開放面積の算定方法は次によらる。
外気開放面積 $a \text{ m}^2$
手動等により開放できる開口面積 $b \text{ m}^2$
 $a \div 0.15 = A \text{ m}^2$
 $b \div 0.2 = B \text{ m}^2$
 $A + B \geq \text{床面積}$
となる場合は移動式で可。★

問8 前頁「移動式の泡消火設備等を設置できる場所の運用基準について」4中の「排煙装置」を設置する場合の非常電源の種別について、次のいずれかにより指導すべきかご教示願いたい。

- (1) 駐車場の規模にかかわらず、自家発電設備又は蓄電池設備とする。
- (2) 屋内消火栓設備の基準に準じた取扱いとする。

答 (2) お見込みのとおり。★

問9 駐車場部分に設置する移動式粉末消火設備の操作空間及び破損防止についてご教示願いたい。

答 操作空間については、おおむね両側に20cm、前面に1mの空間をとられたい。また、駐車スペースに面している場合は、車輪止、駐車禁止の旨の路面表示を行うこと。

破損防止については、鉄柱等を設けるか、あるいは、架台にのせる等の措置を講じること。★

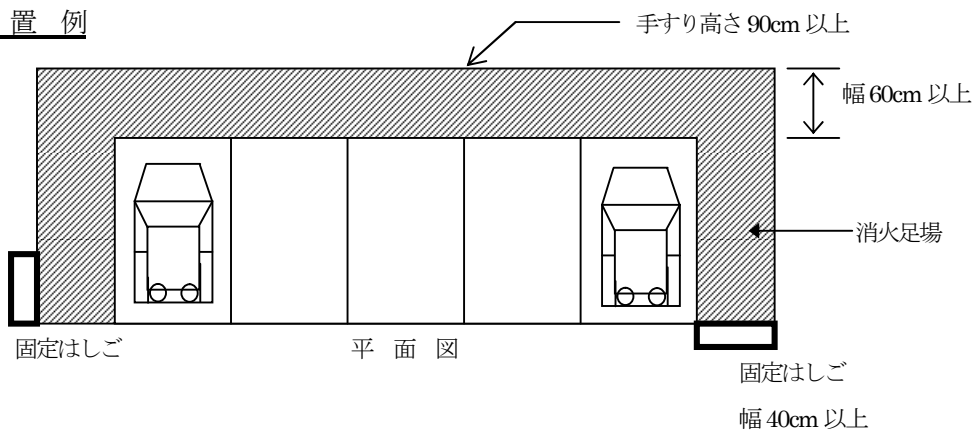
問10 「機械式駐車場の特殊消火設備（移動式）の設置」についてご教示願いたい。

答 屋外装置又は防火対象物に設けるもので煙が充満するおそれのない場所に設置する機械式駐車場には、次により設置すること。★

(ア) 原則として各層に消火足場（幅60cm以上、手すり高さ90cm以上、固定はしご幅40cm以上）を設けること。

ただし、当該防護対象物の各部分から一のホースの接続口までの水平距離が1.5m以下となる場合は、2層ごと（3層目、5層目）に設置することができる。（2層以下の場合は消火足場を設けないことができる。）

設置例



(イ) 昇降式の機械式駐車場の場合で、地下1層の場合は各スペースに、地上部分に設置した移動式特殊消火設備から有効に放射できる開口部を設けること。

地下2層以上の場合、固定式又は局所式特殊消火設備とすること。ただし、地階の部分に有効幅員1m以上のドライエリア等を有し、かつ、避難上又は消火活動上支障がない場合、又は次のいずれかの措置を講じる場合は、上記によらないことができる。

- a 火災時に当該車両を地上まで呼び戻すことができるよう当該駐車装置の操作配線を耐火配線とした場合。
- b 地下2層部分の各パレットに消火導管を設けた場合。

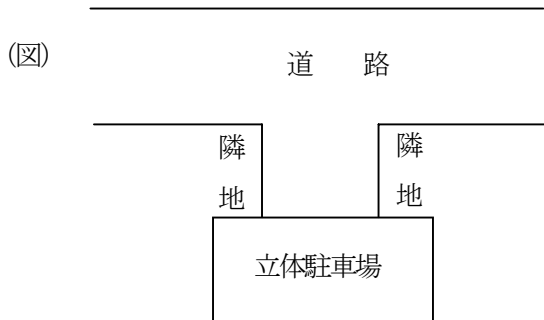
問 11 泡消火設備の火災感知ヘッドの警戒面積は、どの程度か。

答 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号イからホの規定によるほか、次によることとする。

- (1) 標示温度は 79 度未満のものを使用し、1 個の警戒面積は 20 m²以下とすること。
- (2) 取り付けの高さは、床面から 5 m 以下とし、火災を有効に感知できるように設けること。★

問 12 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の消火剤の排出方法等について

- (1) 二酸化炭素の排出方法については、排気機器を用いる方法及び自然排気による方法があるが、例えば、次図のように道路からの奥行がある場合、立体駐車場出入口開口部からの自然排出で認めてよいか。
- (2) ポータブルファンを用いる排出装置について、必要な排出能力、付属機器等をご教示願いたい。



答 (1) 車路 (道路から立体駐車場出入口までの距離) が 10 m 未満であればお見込みのとおり。ただし、周囲に十分な空間があり、局所的な滞留がないと認められる場合にあつてはこの限りではない。★

- (2) ポータブルファンの排出能力は、毎分 25 立方メートル以上とのものとし、付属機器としてコードリール、フレキシブルダクト (排煙風道)、携帯用発電機 (常用電源がない場合) とする。★

第5 自動火災報知設備

問1 規則第23条第5項第6号に該当する防火対象物のうち地階、無窓階及び11階以上の階に共同住宅又は一般住宅が存する場合は、煙感知器を設置しなければならないか。

答 原則として煙感知器を設置しなければならないが、令第32条を適用し、熱感知器の設置を認めて差し支えない。★

問2 同一敷地内に自火報の設置対象物となる防火対象物が2以上存する場合の受信機の兼用についてご教示願いたい。

管理権限が同一の場合で次の条件のいずれかに該当するものは、兼用を認めて差し支えないか。

- 1 受信機を設置しない防火対象物の警戒区域が1であるもの。
- 2 非常放送又は一般放送が受信機と同一の場所に設置、管理され、火災の放送を当該発生した防火対象物又は全防火対象物に有効に、かつすみやかに報知できるもの。
- 3 受信機を設置しない防火対象物が、常時無人の状態であるもの。

答 個々の状況を判断し、令第32条を適用して差し支えない。★

問3 共同住宅における自動火災報知設備の受信機の設置場所についてご教示願いたい。

- 答 ① 管理人等がない場合にあつては、2階以上の廊下等に防護措置を施し設置指導すること。★
ただし、いたずら等のおそれがない場合にあつては、1階に設置して差し支えない。
② 管理人等がいる場合は、当該室に設置するよう指導すること。

問4 エレベーター昇降路の頂部と当該機械室との間に開口部がある場合、当該開口部の面積に関係なく機械室の上部に煙感知器を設置しなければならないか。

答 エレベーターがワイヤーロープによって可動される構造のものは、エレベーター昇降路と機械室が完全に水平区画されていないため、機械室に煙感知器を設置することで足りる。

問5 学校等の昇降室（下足室）の感知器の設置についてご教示願いたい。

答 当該昇降室（下足室）が区画され、室の形態を有している場合は、設置させること。
その他の場合は、設置を緩和して差し支えない。

問6 飲食店及び旅館等の客室の踏み込み部分並びに風除室の感知器を設置免除できないか。

答 令第32条を適用し、免除して差し支えない。★

問7 (削除)

問8 (削除)

問9 自動火災報知設備の感知器の設置緩和について
次の場所について感知器を設置緩和してよろしいか。

- (1) 住居等の踏込み
- (2) 1㎡未満の収納
- (3) パイプシャフト（EPSを除く）等。ただし、可燃性物品等の集積により火災のおそれがある部分を除く)

答 お見込みのとおり。★

問10 自動火災報知設備の地区ベルの音量について、「全域に報知できる音量」とはどの程度の音量か。

答 任意の位置で65デシベル（居室にあつては60デシベル）の音量程度で指導されたい。なお、有効に報知できる範囲であれば65デシベルにこだわることはない。（ただし、有効に報知できないと判断される場合は、増設等の措置を講ずること。）★

問11 既存防火対象物に設置されている受信機（型式失効しているが特例期間中である。）を同一敷地及び管理権原者が同一という条件で、別棟に新築する防火対象物の受信機として、その特例期間中兼用を認めてよいかご教示願いたい。

答 状況等を勘案し、令第32条を適用し兼用を認めて差し支えない。★

問12 小規模な対象物について、警戒区域一覧図を免除できないか。

答 警戒区域が3以下で、かつ、火災発生場所が容易に判断できるものは免除してさしつかえない。★

問13 便所、浴室及びこれらに類する場所は、感知器の設置免除部分とされているが、洗面所、病院の汚物処理室はこれらに類する場所に該当するか。

答 お見込みのとおり。

問14 防爆型感知器の設置を要する場所をご教示願いたい。

答 可燃性ガス又は引火性物質（原則として引火点が40℃以下のものを指し、引火点が40℃を超えるものであつても、その物質の温度が、その場所に存在する状態において引火点以上になっている場合を含む。）の蒸気の発生するおそれのある場所に設置するものとする。★

問15 カラオケボックスの音響装置の取扱いについてご教示願いたい。

答 感知器が発報した際、カラオケ、有線放送等の音響を自動的に停止するよう施工すること。施工が困難な場

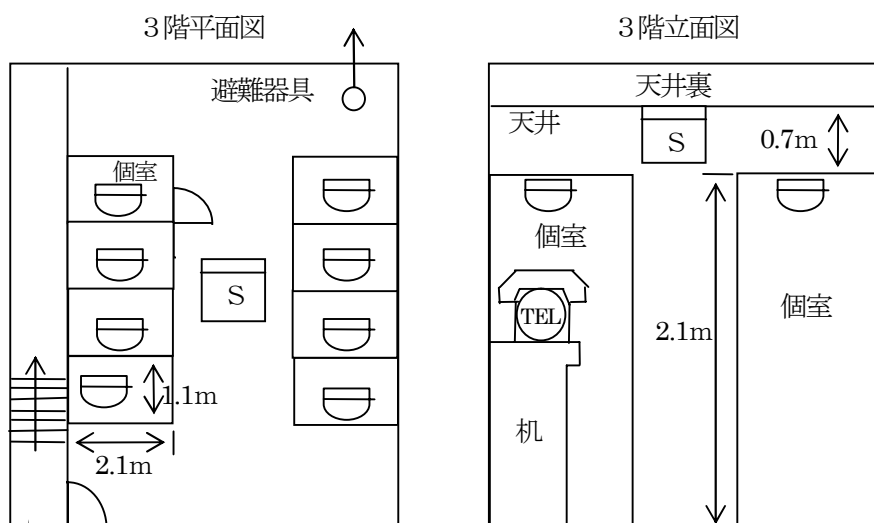
合は、各室に地区ベルを設置すること。

問16 10m未満の通路は、用途及び感知器の種別に関係なく感知器を設置免除できるか。

答 お見込みのとおり。なお、待合室等に供している場合は免除できない。

問17 防火対象物の3階(3)項ロを(2)項ハ(テレホンクラブ)に用途変更し、次図のように間仕切りをし、個室を設けている場合、この各個室内に自動火災報知設備の感知器を設置しなければならないか。

なお、自動火災報知設備は3階部分を用途変更した後も、防火対象物全体に設置対象となり、3階は無窓階である。



答 お見込みのとおり。

なお、3階は無窓階であるので、煙感知器を設置しなければならないが、令第32条を適用し、熱感知器を設置して差し支えない。★

問18 廊下及び通路(以下「廊下等」)に設ける感知器の設置について、次のとおり解してよろしいか。

1 1項から6項まで、9項、12項、15項、16項イ、16の2項、16の3項に掲げる防火対象物の廊下等

煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器を設置。(規則第23条第5項第2号)

2 7項、8項、10項、11項、13項、14項、17項に掲げる防火対象物の地階、無窓階又は11階以上の階の廊下等

規則第23条第6項第2号に定める感知器を設置する。

3 7項、8項、10項、11項、13項、14項、17項に掲げる防火対象物の普通階(地階、11階以上の階を除く)の廊下等

規則第23条第6項第3号かっこ書きの規定により感知器の設置を要しない。

答 いずれもお見込みのとおり。

問19 自動火災報知設備及び非常警報設備の直上階鳴動方式が平成9年3月31日自治省令第19号により一部改正されたが、共同住宅用自動火災報知設備についても同様の措置を指導するべきではないか。

答 一定時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合全館鳴動となるよう措置するか、若しくは直上階鳴動とすることなく全館一斉鳴動で指導されたい。★

問20 下図のような建築物の場合、消防法施行規則第23条第4項第1号ロで定める「外部の気流が流通する場所」としていずれが該当するのか。

(昭和54.11.27消防予第228号)

(1) 1面開放



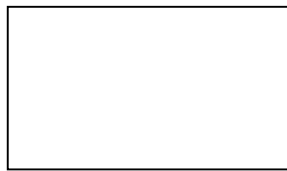
(3) 3面開放



(2) 2面開放



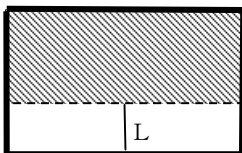
(4) 4面開放



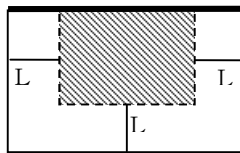
— 開放面
 — 壁面

答 建築物の高さ、はり及び収容物等により、画一的に判断することが困難であるが、一般的に外気に面するそれぞれの部分から5m未満(L)の範囲を目安とされたい。

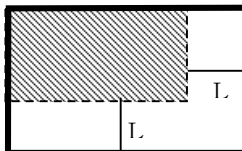
(1) 1面開放



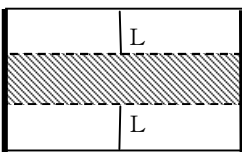
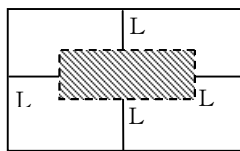
(3) 3面開放



(2) 2面開放



(4) 4面開放

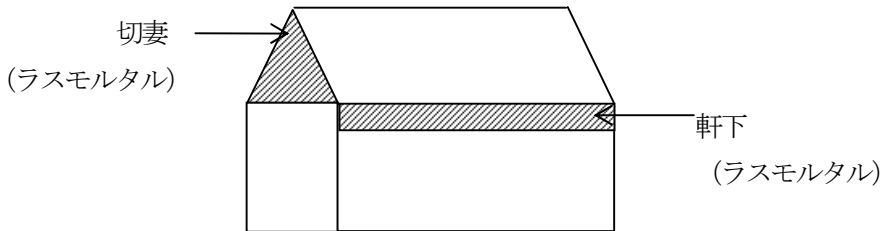


— 開放面
 — 壁面
 ■ 警戒範囲

第6 漏電火災警報器

問1 昭和44年11月20日付消防予第265号（消防法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴う質疑応答について）問1に対する回答中、「令第22条の壁等が一部分にしか存しない建築物で、壁等に漏電があっても地絡電流が流れる恐れがないと認められるもの」については、令第32条の規定を適用し設置しないことができる旨回答されているが、次図の場合、同回答に該当することとして取扱ってよいかご教示願いたい。

図



切妻及び軒下の壁のみがラスモルタルの場合

答 お見込みのとおり。

【参考】

● 「漏電火災警報器の設置について」（昭和44年11月20日消防予第265号）

問1 建築物の一部に令第22条第1項に定める壁、床又は天井に電気配線がなく、かつ、令第22条第1項の適用を壁等が極めて小さい場合、電気火災警報器の設置は必要か。

答 令第22条第1項の適用を受けることとなる建築物で、次のア又はイに該当するものについては、令第32条の規定を適用し設置しないことができる。

ア 令第22条の壁、床又は天井（以下「壁等」という。）に現に電気配線がなされておらず、かつ、当該建築物の業態から見て壁等に電気配線がなされる見込みがないと認められる建築物

イ 令第22条の壁等が一部分にしか存しない建築物で、壁等に漏電があっても、地絡電流が流れるおそれがないと認められるもの

第7 消防機関へ通報する火災報知設備

(既存の防火対象物等に対する消防機関へ通報する火災報知設備の設置の特例基準の適用について)

問1 平成8年4月1日における既存の防火対象物に対する消防機関へ通報する火災報知設備の設置の特例については、「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」(平成8年2月26日付消防予第22号。以下「22号通知」という。)3に示されているところであるが、次に掲げるものについて、22号通知3(1)アの「これらに類する利用形態若しくは規模の防火対象物」として取り扱うこととしてさしつかえないか。

- (1) 用途 令別表第1(6)項イ
- (2) 病床数 25
- (3) 使用形態 人工透析を行う通所施設で、夜間は無人となる。

答 お見込みのとおり。(平成8年9月2日付消防予第172号)

【参考】

- 「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」(平成8年2月16日付消防予第22号)

3 既存の防火対象物に係る特例について

(1) 平成8年4月1日において現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事
中の防火対象物については、平成10年3月31日までに、令第23条第1項に基づき、消防機関へ通報する
火災報知設備を設置することが必要とされているが、このうち次に掲げるものに該当するものにあつては、令
第32条を適用し、当該設備を設置しないことを認めてさしつかえないものであること。

ア 次のいずれかに該当する防火対象物又はこれらに類する利用形態若しくは規模の防火対象物であつて、消
防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、かつ、当該電話付近に通報
内容(火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とす
ること。以下同じ。)が明示されているもの

- (ア) 令別表第1(5)項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの
- (イ) 令別表第1(6)項イのうち、病床が19以下であるもの
- (ウ) 令別表第1(6)項ロのうち、通所施設であるもの

イ ア以外の防火対象物であつて、次のすべての要件に該当するもの

- (ア) 消防機関へ常時通報することができる電話が、防災センター等常時人がいる場所に設置されていること。
- (イ) 電話の付近に通報内容が明示されていること。
- (ウ) 定期的に通報訓練が行われていること。
- (エ) 夜間においても火災初期対応を行うために所要の人数の勤務員が確保されていること。

ウ ア又はイ以外の防火対象物であつて、既に、火災通報装置と同程度の機能を有すると認められる装置が設
置されているもの

(2) 平成8年4月1日以降、令第23条第1項の規定に基づき、新たに消防機関へ通報する火災報知設備を設置
することとなる防火対象物のうち、(1)ア又はイに掲げるものに該当するものにあつては、(1)と同様に取
り扱ってさしつかえないものであること。

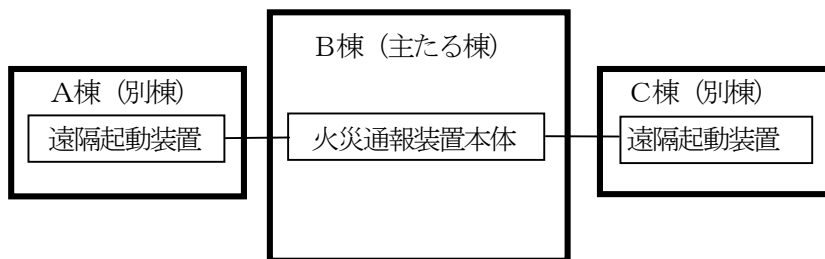
● 「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(平成27年3月27日付消防予第130号)

4 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準関係(令第23条関係)

(4) 「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」(平成8年2月16日付け消防予第22号)の「3 既存の防火対象物等に係る特例について」による令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に対する特例の適用は廃止すること。(略)

(火災通報装置の設置方法について)

問2 同一敷地内に存する複数の防火対象物(いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務あり。)について、主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟(以下「別棟」という。)に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置する場合には、別棟について令第32条の規定を適用し、消防機関へ通報する火災報知設備が設置されているものと同等として取り扱ってよいか。



答 次に掲げる要件に適合する場合に限り、お見込みのとおり。

- ① 火災通報装置本体及び別棟に設置される遠隔起動装置(以下「代替遠隔起動装置」という。)の位置は、防災センター等(常時人がいる場所に限る。)に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟に設置される代替遠隔起動装置については、多数の目にふれやすく、かつ、火災に際しすみやかに操作することができる箇所及び防災センター等(有人のときには人がいる場所に限る。)に設置することをもって代えることとすることができる。
- ② 主たる棟と別棟の防災センター等相互間で同時に通話することのできる設備が設けられていること。
- ③ 火災時において、通報連絡、初期消火、避難誘導等所要の措置を講じることのできる体制が整備されていること。(平成9年2月26日付消防予第36号)

(消防用設備等に係る執務資料の送付について)

問3 携帯電話は令第23条第3項に規定する「消防機関へ常時通報することができる電話」に含まれるか。

答 含まれない。(平成15年9月9日付け消防予第232号)

第8 非常警報設備

問1 EV機械室、地階受水槽室等常時人のいない場所について音響装置（ベル又はサイレン）の設置を緩和することはできないか。また、同様に常時人のいない倉庫、機械室等について、放送設備のスピーカーの設置を緩和することはできないか。

答 前段 地階受水槽室については、音響装置を設けないことができる。また、EV機械室については下階等の音響装置により有効な音量が得られる場合は、設けないことができる。★
後段 規則第25条の2第2項第3号ロ（ロ）の規定によられたい。

問2 昭和44年10月31日付消防予第249号の通達中第4の4にいう「小規模な防火対象物」で非常警報設備の音響装置を設けなくても火災である旨の警報を有効に行なえると認められるものについては、令第32条の規定を適用し差し支えないとあるが、これは人が叫べば聞こえると判断できる規模の防火対象物と解してよろしいか。

（例えば、2ないし3教室程度の学校の校舎や幼稚園の園舎等）

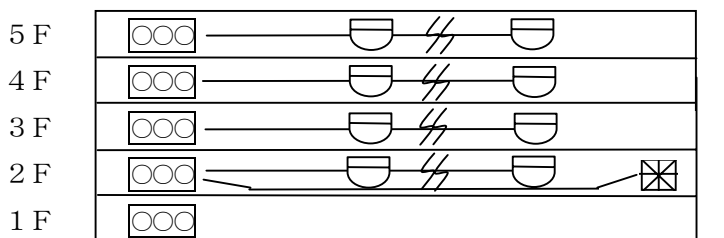
答 お見込みのとおり。（昭和46年5月31日付け消防予第88号）

問3 前問2において、「人が叫べば聞こえると判断できる規模の防火対象物」の取り扱いについて御教示下さい。

答 非特定防火対象物にあつては、階数2以下で、延面積350㎡未満のもの又は特定防火対象物にあつては平屋建てで延面積300㎡未満のものとし、非常警報器具を設置しなければならない対象物においても同様とする。

なお、これらの対象物にあつても人が叫ぶことでは容易に報知することができないと判断される場合は免除できない。

問4 次図のように、自動火災報知設備の総合盤を設置した場合、非常警報設備が設置されたものとして取り扱ってよろしいか。



全体 (16) 項口 1階 (15) 項、2～5階 (5) 項口、各階名200㎡

(5) 項口～自動火災報知設備設置対象

(15) 項～非常警報設備設置対象

受信機及び総合盤の間の配線は、耐火配線とする。

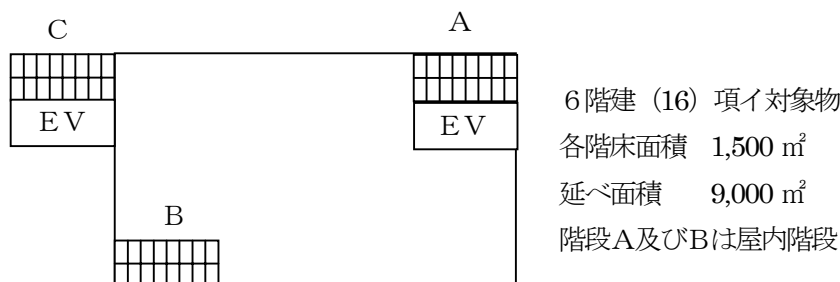
受信機には、ベル回路用バッテリーのほか、起動用回路及び表示灯回路用のバッテリーを設置する。

答 お見込みのとおり、取り扱ってさしつかえない。★

問5 放送設備に外国語によるメッセージを併用してよいか。

答 お見込みのとおり。日本語メッセージ後に外国語メッセージを入れられたい。★

問6 次の対象物における放送設備の区分鳴動方式についてご教示願いたい。



- 答 ①EVは、対象物内すべての感知器発報から放送する。
②階段は、それぞれの階段のみを放送する。
③その他の部分は、基準どおり直上階鳴動とする。
④一定の時間が経過した後、全館一斉鳴動とする。★

問7 区分鳴動方式とする対象物における感知器発報から火災発生放送まで、また、その後の全館一斉鳴動までの時間設定についてご教示ください。

答 火災発生放送までについては、受信機設置場所から最遠の警戒区域までの火災確認に要する往復時間を考慮し、また、全館一斉鳴動までについては、1フロアの収容者数等に伴う避難時間を考慮し設定されたい。

問8 放送設備は、火災階のスピーカー又は配線が燃焼するとスピーカー配線が短絡し、当該階に火災である旨の報知ができなくなることがある。これを防止するために複数配線化が必要であると考えがいかがか。

答 次のとおり指導されたい。★

1 複数回線化の方法

次のいずれかの方法によること。

- (1) 複数回線により構成する方法
- (2) 回路分割装置により分割する方法

2 複数回線化した場合の配線方法

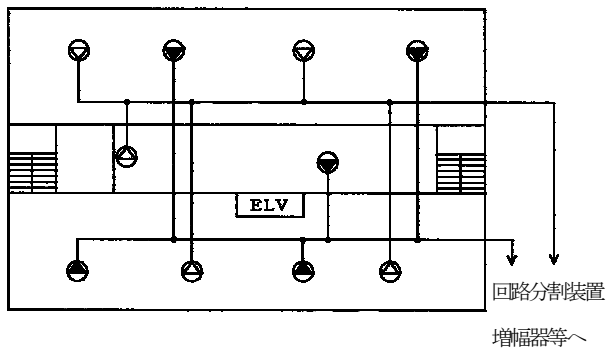
次のいずれかの方法によること。

- (1) 隣接するスピーカー回路を別回路とする方法

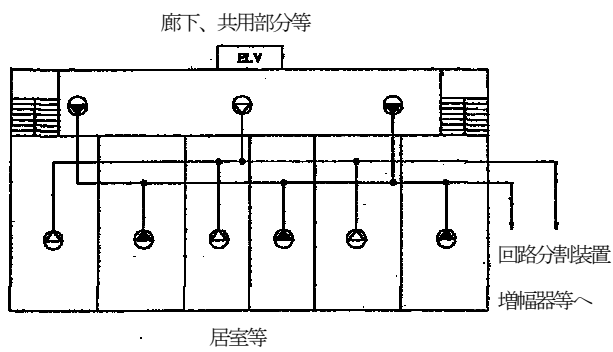
なお、各回路に接続されるスピーカーは、おおむね同数となるよう配置すること。

- (2) 居室部分と廊下等の共用部分を別回路とする方法

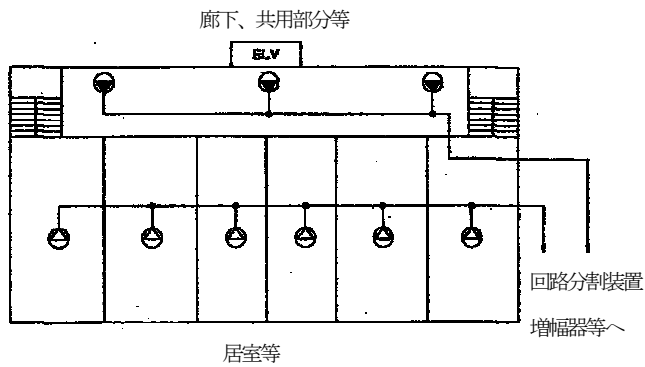
隣接するスピーカーを複数回線化した例



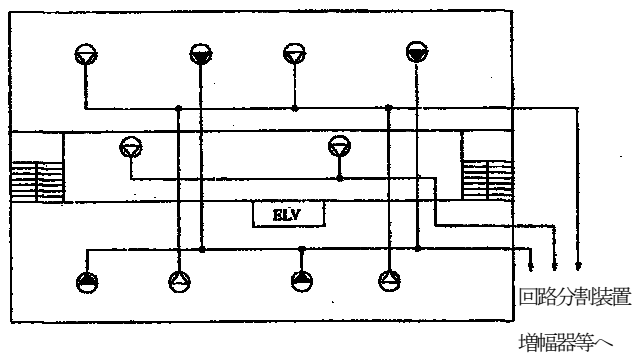
隣接するスピーカーを複数回線化した例



居室と共用部分を複数回線化した例



一報知区域を3分割した例



(平成6年1月6日自治省令第1号による改正後の基準(以下「新基準」という。)による放送設備の設置について)
 問9 延べ面積約10,000㎡の国立病院が、平成6年4月1日以降約1000㎡の増築予定がある。平成6年2月1日付消防予第22号消防庁予防課長名で通達された、規則第25条の2第2項第3号イ及びロは、原則として既存部分を含め全体に適用されると思われるが、既存部分に対する特例等認められないか。

認められるとすれば、非特定防火対象物で法第17条の2第2項第2号の増築等の場合も同様の取扱いでよい
 か、ご教示ください。

- 答 ○ 平成6年4月1日からの施行であるが、現に存する防火対象物の増改築等の工事は施行日以降であっても、本基準は既存部分並びにその増改築部分にも及ばない。
 ○ 本基準は、平成6年4月1日以降、新築される防火対象物に及ぶものである。
 ○ 増改築部分が既存部分に対し割合が大ききようであれば、新基準での指導をお願いする。
 ※ なお、本件質疑は長崎市から県を通じての照会に対する自治省消防庁(当時)の回答である。

問10 新基準施行後の放送設備の設置に係る運用についてご教示願いたい

1 新基準施行後新築した場合

(1)	(2)		
<table border="1" style="width: 100px; height: 60px; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">設置義務有</td> </tr> </table>	設置義務有	<table border="1" style="width: 100px; height: 60px; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">設置義務無 (任意設置)</td> </tr> </table>	設置義務無 (任意設置)
設置義務有			
設置義務無 (任意設置)			

2 新基準施行後増築したことにより設置義務が生じた場合

(1)	(2)				
<table border="1" style="width: 150px; height: 80px; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">既 存 1,000㎡ 義務無</td> <td style="text-align: center;">増 築 2,000㎡</td> </tr> </table>	既 存 1,000㎡ 義務無	増 築 2,000㎡	<table border="1" style="width: 150px; height: 80px; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">既 存 1,500㎡ 義務無</td> <td style="text-align: center;">増 築 500㎡</td> </tr> </table>	既 存 1,500㎡ 義務無	増 築 500㎡
既 存 1,000㎡ 義務無	増 築 2,000㎡				
既 存 1,500㎡ 義務無	増 築 500㎡				

3 旧基準で設置されていたもの増築した場合

(1)	(2)				
<table border="1" style="width: 150px; height: 80px; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">既 存 2,000㎡ 設置済</td> <td style="text-align: center;">増 築 500㎡</td> </tr> </table>	既 存 2,000㎡ 設置済	増 築 500㎡	<table border="1" style="width: 150px; height: 80px; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">既 存 3,000㎡ 設置済</td> <td style="text-align: center;">増 築 1,000㎡</td> </tr> </table>	既 存 3,000㎡ 設置済	増 築 1,000㎡
既 存 2,000㎡ 設置済	増 築 500㎡				
既 存 3,000㎡ 設置済	増 築 1,000㎡				

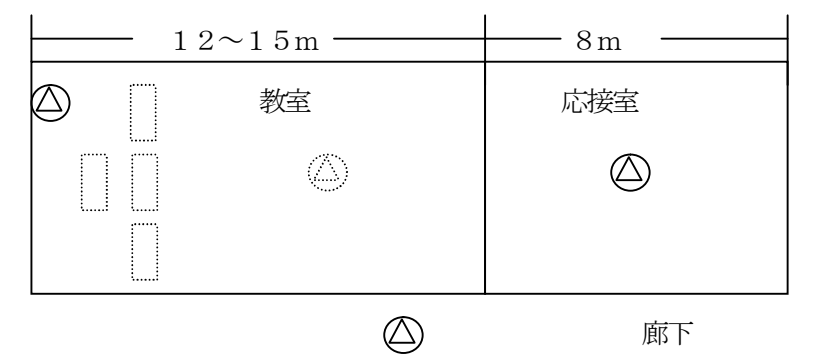
4 学校の体育館等別棟新築する場合(校舎等のアンプを利用する場合)

(1)	(2)						
<table border="1" style="width: 100px; height: 60px; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">校 舎 設置済</td> </tr> </table>	校 舎 設置済	<table border="1" style="width: 100px; height: 60px; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">体 育 館 義務有</td> </tr> </table>	体 育 館 義務有	<table border="1" style="width: 100px; height: 60px; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">校 舎 設置済</td> </tr> </table>	校 舎 設置済	<table border="1" style="width: 100px; height: 60px; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">体 育 館 義務無 (任意設置)</td> </tr> </table>	体 育 館 義務無 (任意設置)
校 舎 設置済							
体 育 館 義務有							
校 舎 設置済							
体 育 館 義務無 (任意設置)							

- 答 1 (1)、(2) いずれも新基準適用。
 2 (1)、(2) いずれも新基準適用
 増築の規模にかかわらず新設となるため新基準を適用する。
 3 (1)、(2) いずれも旧基準適用。ただし、既存アンプの容量が足りない場合、増設部分は新基準適用。
 4 (1)、(2) いずれも旧基準適用
 ただし、既存のアンプがスピーカーを増設できるだけの容量を確保できない場合、体育館部分は新設となり新基準適用となる。★

※新基準施行日 平成6年4月1日

問11 下図の学校教室の場合、天井埋込型スピーカーでは水平距離10m以下で1個でよいが、壁掛け型スピーカー（コーン型）を教室前面に設置した場合、1個で認めてよいか。



答 指向性のあるスピーカーであれば、個々にスピーカーの能力を判断して認めて差し支えない。また、体育館、屋内競技場、駐車場等においても同じ扱いとする。★

問12 非常警報設備の基準(昭和48年2月10日消防庁告示第6号。以下「非常警報設備の基準」という。)第4、第2(1)口に「防災センター等と通話することができる装置(以下「通話装置」という。)を付置する場合は」とあるが、通話装置は消防法施行規則(以下「省令」という。)第25条の2第2項第2号の2に規定される起動装置若しくは起動装置の直近に設置すればよいか。

答 お見込みのとおり。(平成14年9月30日付け消防予第281号)

第9 避難器具

問1 (1) 令第25条により避難器具の設置対象となる階に建基令第120条及び第121条の規定により必要とされる数を超えて屋外階段(木造のものを除く。)が設けられ、当該階段が避難上有効と認められる場合、避難器具の個数を令第25条第2項第1号又は、規則第26条第1項により算出して得た数から当該階段の数を引いた数とすることができるか。

また、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)の規定により設置される屋外階段が同様に建基令第120条及び第121条の規定により必要とされる数を超えて設置される場合はどうか。

(2) 規則第26条第3項に該当せず、昭和50年3月5日付消防安第26号「消防用設備等の設置単位について」第2、1に該当する渡り廊下が設けられている場合も(1)と同様の取扱いができるか。

答 (1) 前段及び後段とも、当該階段が避難上有効と認められる場合、避難器具の個数を令第25条第2項第1号又は、規則第26条第1項により算出して得た数から当該階段の数を引いた数とすることができる。★

(2) お見込みのとおり。★

問2 小、中学校の避難器具については、その安全性等を考慮し、救助袋を設置するよう指導してよいか。

答 救助袋を設置するよう指導されたい。★

問3 昭和50年4月15日付消防予第41号通達により特定用途が主たる用途(非特定)に従属した場合、この特定用途が令第25条第1項第5号(階段が1で収容人員が10人以上)に該当する場合の避難器具についてはいかに指導すべきか。

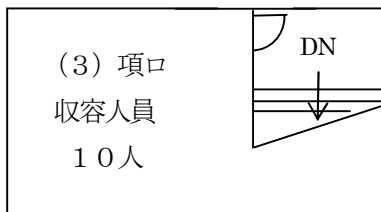
答 従属するものとみなされた場合は、主たる用途(非特定)の設置基準により判断されたい。

問4 次図の防火対象物は、専用階段が1ヶ所あり、建物構造は耐火構造である。

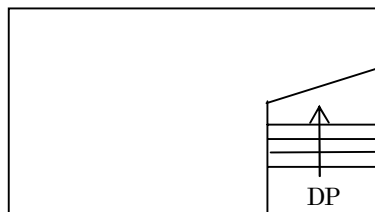
また、建物の周囲には、まったく空地が無い場合避難器具の設置が困難な状況である。

この対象物の避難器具の設置指導はいかにすべきか。

(2階)



(1階)



答 昭和55年4月7日付消防予第60号に該当する場合は、令第32条の規定を適用して設置緩和して差し支えない。

(参考) 「避難器具の設置について」(昭和55年4月7日付け消防予第60号)

問 避難器具の設置義務が生じた階が無窓階であり、当該階に避難器具を設置する適当な開口部がない場合(開口部をとろうとしてもとれない場合)にはどのように指導するのが適当であるか。

答 次の(1)から(5)までのすべてに適合する場合は、消防法施行令第32条の規定を適用して避難器具の設置を免除してさしつかえない。

- (1) 主要構造部が耐火構造であること。
- (2) 床面積が100㎡を超えるものは、床面積100㎡以内ごとに耐火構造の床、壁及び甲種防火戸又は乙種防火戸で区画されていること。
- (3) 階段室は、窓、出入口等の開口部を除き耐火構造の壁で区画し、かつ、階段の出入口に設ける防火戸は、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖できるものであること。
- (4) 自動火災報知設備、非常警報設備及び誘導灯が令第21条、令第24条及び令第26条の基準に従って設けられていること。
- (5) 建築基準法施行令第112条第9項及び第15項の規定による区画がなされていること。

問5 次図の場合、2階の避難器具の設置についてご教示願いたい。

3F	(15) 項 収容人員10人	階段数は2
2F	(6) 項イ 収容人員10人	
1F	駐 車 場	

- 答 (1) 1階駐車場が、2階(6)イの専用駐車場である場合は、設置対象外
(2) 1階駐車場が、3階(15)項の専用駐車場あるいは2階(6)項イ及び3階(15)項の共用である場合は、令第25条第1項第1号かっこ書が適用され、設置対象となる。

問6 伸長した避難はしごの下端と地盤面との高さについてご教示願いたい。

答 50cm以内で指導されたい。

問7 共同住宅等のベランダに設置する避難ハッチの向きについてご教示願いたい。

答 降下中避難者が誤って落下してもベランダから転落しないよう設置すること。★

問8 避難空地の表示は必要か。

答 降下障害となる物を置かないと判断される場合を除き、ペイントあるいはプレート等に表示させること。★

(参考)

- 病院における避難はしごについて (昭和 48 年 10 月 23 日付け消防予第 140 号)

問 病院に使用できる避難はしごにはどんなものがあるか。

答 病院に適応する避難器具は令第 25 条第 2 項第 1 号の表に示すとおりであるが、重症患者に適応する避難器具の選定は困難であるから、避難はしごは自力避難が可能な患者用として設置するものと解されたい。なお、病院においては、患者の収容計画、階段、傾斜路等の避難施設の配置、避難誘導体制の強化等実態に応じた措置を指導されたい。

- 避難器具に係る技術上の基準の改正に伴う消防法令の運用について (平成 15 年 1 月 8 日消防予第 8 号) (抄)

第 1 避難器具に関する事項

1 避難器具の設置に関する基本的な考え方

令第 25 条第 1 項第 5 号の規定については、従来から直通階段が 2 以上設けられていない部分がある階に避難器具を設置することを目的としたものであったが、平成 13 年 9 月 1 日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災の教訓を踏まえ、その規定の趣旨を明確にしたものであること。

2 地上に直通する階段の個数の算出について

令第 25 条第 1 項第 5 号に規定する地上に直通する階段の個数の算出については、消防法施行規則の一部を改正する省令 (平成 14 年総務省令第 105 号) による改正後の消防法施行規則 (以下「規則」という。) 第 4 条の 2 の 2 に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分 (以下「区画された部分」という。) ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること。

3 収容人員の算定について

令第 25 条第 1 項第 5 号に規定する収容人員の算定については、階全体で収容人員を算定するものであること。

4 避難器具の設置個数の算定について

(1) 令第 25 条第 2 項第 1 号に規定する避難器具の設置個数の算定については、階全体の収容人員で判断するものであり、当該区画された部分ごとに収容人員を算定するものではないこと。

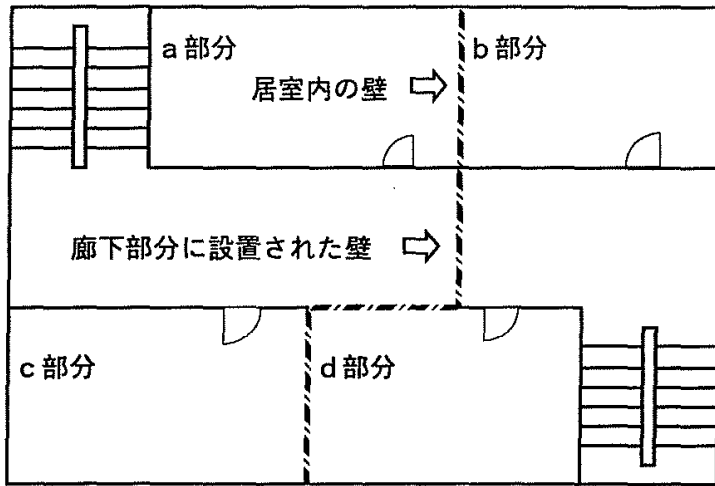
(2) 区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が 1 である場合等避難器具の設置個数よりも区画された部分の数が多い場合は、当該区画された部分のいずれかに避難器具が設置されていけばよいものであるが、規定の趣旨からも、できる限り当該区画された部分ごとに均等に避難器具を設置することが望ましいものであること。

5 区画された部分の取扱いについて

区画された部分の具体例は、別添 1 によるものであること。

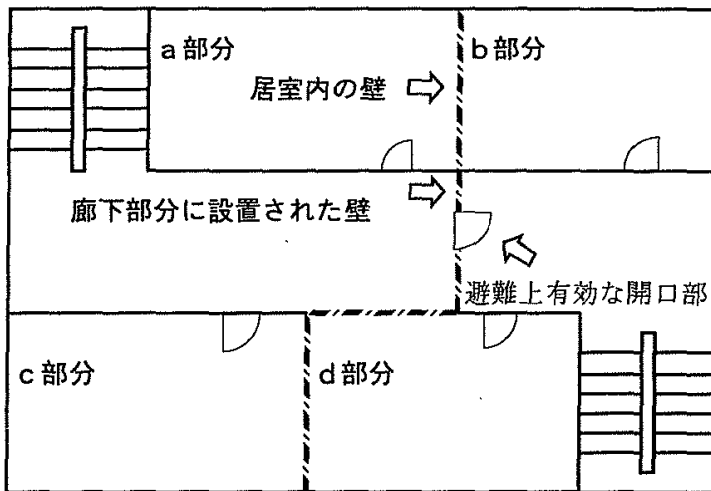
別添1 区画された部分の取扱いについて

1 区画された部分の直通階段が1の場合の具体例



※ 階が2つに区画され、それぞれの区画された部分に直通階段が1のみ。

2 区画された部分の直通階段が2の場合の具体例



※ 避難上有効な開口部があるため階が2つに区画されておらず、2の直通階段が使用可能。

(凡例) - - - - 避難上有効な開口部を有しない壁

● 消防用設備等に係る執務資料の送付について (平成15年9月9日消防予第232号)

(一動作で使用できる避難器具の取扱いについて)

問3 緩降機のアームを折りたたんで室内に入れておく等、常時、容易かつ確実に使用できる状態の一動作前の状態で避難器具を設置した場合、規則第27条第1項第1号ハに適合するものとして取り扱ってよいか。

(答)

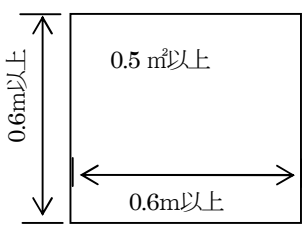
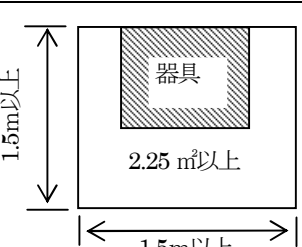
お見込みのとおり。

(参考)

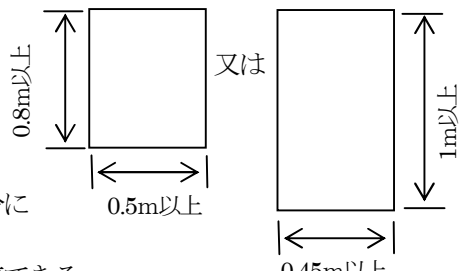
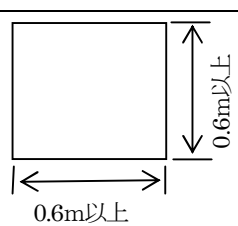
平成8年4月16日に避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目を定める告示（平成8年消防庁告示第2号）が公布され、その内容が平成8年4月16日消防予第66号により通知された。

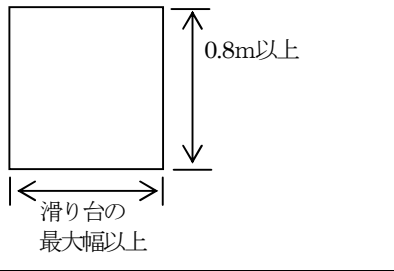
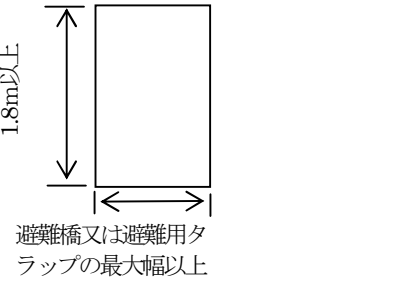
このうち、取付部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間及び避難空地について避難器具の種類ごとに基準が次のとおり定められたので、執務の際の参考にされたい。

操 作 面 積

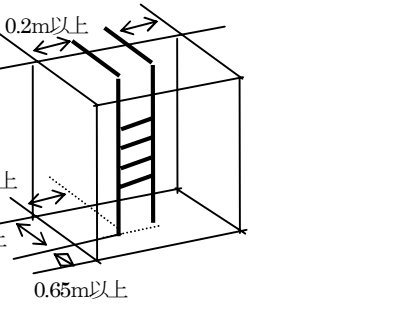
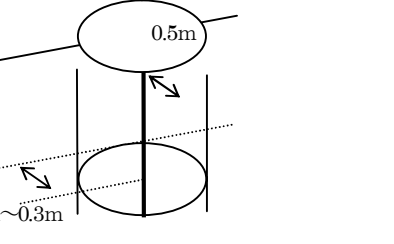
避難器具の種類	操 作 面 積
避難はしご 緩降機 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。) 滑り棒 避難ロープ	<p>0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）かつ一辺の長さはそれぞれ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障のないもの</p> 
救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	<p>幅1.5m以上、奥行1.5m以上（器具の設置部分を含む。）。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の面積は2.25㎡以上とすること。</p> 
滑り台 避難橋 避難用タラップ	当該器具を使用するのに必要な広さ

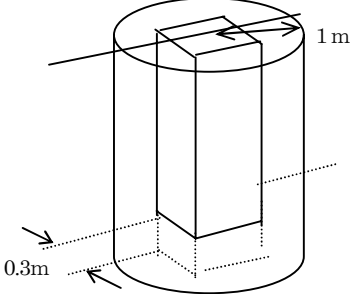
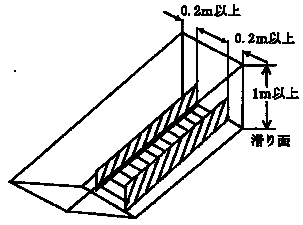
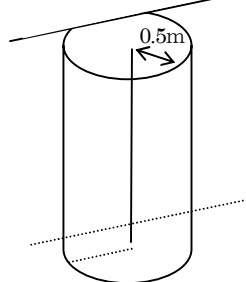
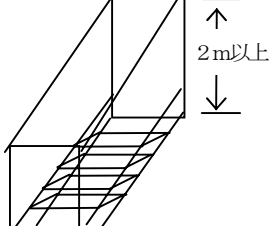
取 付 部 の 開 口 部 の 大 き さ

避難器具の種類	取 付 部 の 開 口 部 の 大 き さ
避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。) 緩降機 滑り棒 避難ロープ	<p>○取付部の開口部を壁面の部分に設ける場合 高さ 0.8m以上 幅 0.5m以上 又は 高さ 1.0m以上 幅 0.45m以上</p>  <p>○取付部の開口部を床面の部分に設ける場合 直径0.5m以上の円が内接できるものであること。</p>
救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	<p>高さ及び幅がそれぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部（当該開口部を含む。）から確認できるものであること。</p> 

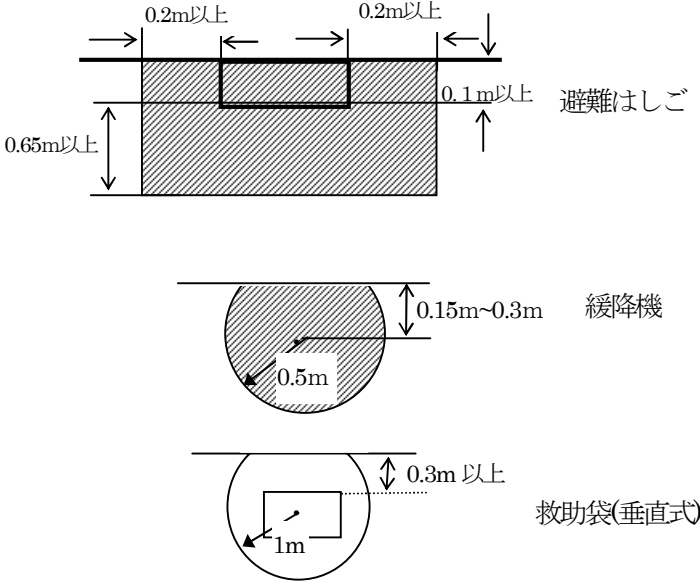
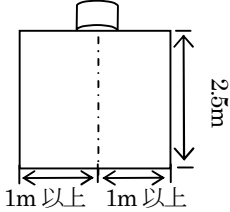
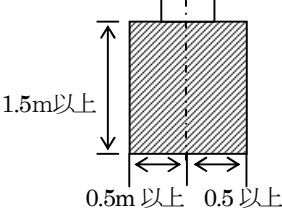
避難器具の種類	取付部の開口部の大きさ	
滑り台	高さ 0.8m以上 幅 滑り台の滑り面部分の最大幅以上	
避難橋 避難用タラップ	高さ 1.8m以上 幅 避難橋又は避難用タラップの最大幅以上	

降 下 空 間

避難器具の種類	降 下 空 間	
避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が1本のものについては、横棧の端からそれぞれ外方向）に0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲	
避難はしご 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの)	ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲	
緩降機	器具を中心とした半径0.5mの円柱形に包含される範囲以上。ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設けることができる。	
救助袋 (斜降式)	救助袋の下方及び側面の方向に対し上部にあっては25°、下部にあっては35°の右図による範囲内。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は、0.3m（ひさし等の突起物のある場合にあっては突起物の先端から0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあっては0.3m）以上とすることができる。	

避難器具の種類	降 下 空 間	
救助袋 (垂直式)	救助袋の中心から半径1mの円柱形の範囲。ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m以上（ひさし等の突起物がある場合にあつては救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては0.3m）以上	
滑り台	滑り台の滑り面から上方に1m以上及び滑り台の両端から外方向に0.2m以上の範囲内	
滑り棒 避難ロープ	器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲。ただし、避難ロープにあつては壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。	
避難橋 避難用タラップ	避難橋又は避難用タラップの踏面から上方2m以上及び当該器具の最大幅以上	

避難空地

避難器具の種類	避難空地
避難はしご 緩降機 救助袋 (垂直式) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものの)	 <p>0.2m以上 0.2m以上 0.65m以上 0.1m以上 避難はしご 0.15m~0.3m 緩降機 0.3m以上 救助袋(垂直式) 1m</p>
救助袋 (斜降式)	<p>展開した袋本体の下端から前方2.5m 及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ1m以上の幅</p>  <p>2.5m 1m以上 1m以上</p>
滑り台	<p>滑り台の下部先端から前方1.5m以上及び滑り台の中心線から左右それぞれ0.5m以上の範囲</p>  <p>1.5m以上 0.5m以上 0.5m以上</p>
滑り棒 避難ロープ 避難橋 避難用タラップ	<p>避難上支障のない広さ</p>

第10 誘導灯及び誘導標識

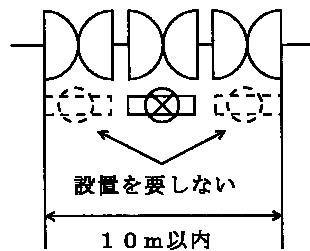
問1 誘導灯の設置免除部分については、規則第28条の2に規定されているが、小規模な対象物は、地階及び無窓階についても設置免除できないか。

答 防火対象物の各部分から主要な避難口を容易に見通し、かつ、識別することができる場合で、その一に至る歩行距離が10メートル以下のもののうち、非常照明装置を設けたもの又は自然採光が十分なものについては免除して差し支えない。★

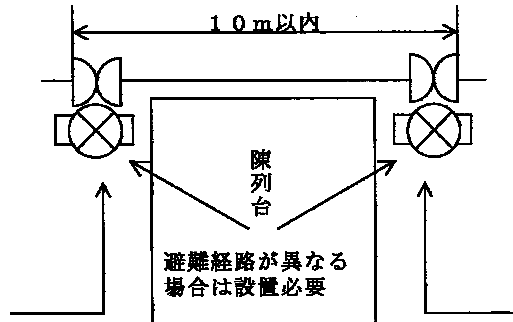
問2 令別表第1に掲げる防火対象物のうち個人の住居(共同住宅の各住戸を含む)の用に供する部分について誘導灯を免除できないか。

答 免除して差し支えない。★

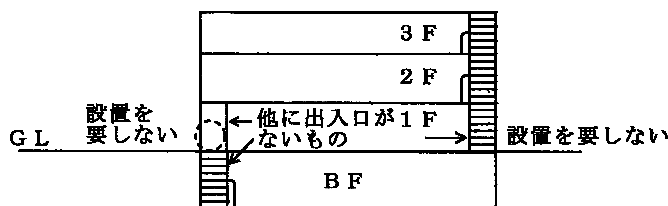
問3 下図のように避難口が近接して2以上ある場合で、その1の避難口に誘導灯を設けることでほかの避難口について誘導灯を免除できないか。



答 免除して差し支えない。ただし、次のように避難経路が異なる場合は、それぞれに設置すること。



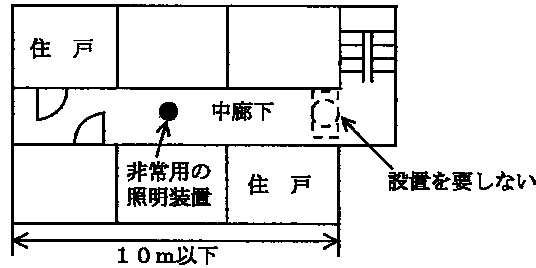
問4 下図のように2階以上の階又は地階から直接地上へ出る階段で、当該階段の避難階部分に外部に出る避難口以外に出入口がない場合、当該避難口の誘導灯を免除できないか。



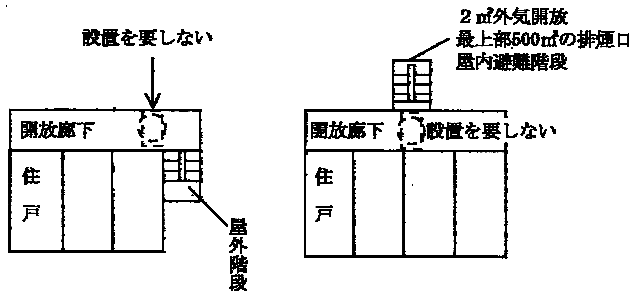
答 免除して差し支えない。

問5 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の用に供される階のうち、次のいずれかに該当する避難口について誘導灯を免除できないか。

(ア) 非常用の照明装置を設けた中廊下等で、すべての住戸の出入口からその一に至る歩行距離が10m以下である主要な避難口。ただし、11階以上の部分にあつてはこの限りではない。



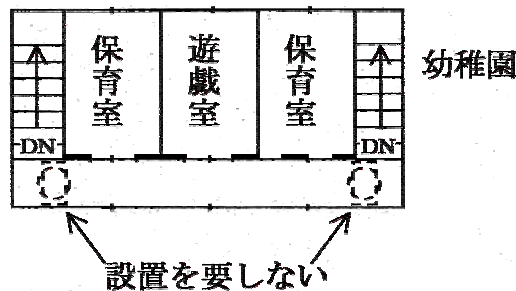
(イ) 階段室及び廊下などが開放式である直通階段の出入口。(平成14年11月28日付消防庁告示第7号に規定する屋内避難階段を含む。)



答 免除して差し支えない。

問6 令別表第1(6)項(幼稚園及び保育所に限る。)及び(7)項に掲げる防火対象物で、次の条件に該当する場合、誘導灯を免除できないか。

- (ア) 自然採光が十分であること。
- (イ) 児童、生徒等の特定の者が使用するものであること。
- (ウ) 居室の出入口から二方向避難が確保されていること。



答 免除して差し支えない。

問7 平成11年3月17日付消防庁告示第2号第2により避難口誘導灯を設置しない居室の要件が示されているが、当該用途が倉庫等の用に供される場合については、面積に関係なく誘導灯を免除できないか。

答 当該対象物又はその部分に非常照明装置が設置されている場合は免除して差し支えない。★

問8 規則第28条の3第4項第3号に誘導灯の区分が規定されているが、このうち、令別表第1(1)項、(4)項、(10)項、(16の2)項及び(16の3)項並びに(16)項イに掲げる防火対象物のうち、(1)項、(4)項及び(10)項の用途に供される部分が存する階の主要な避難口の誘導灯については、A級又はB級のうち点滅機能を有するものを設置指導してよいか。

答 設問のとおり指導されたい。

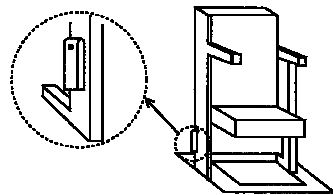
問9 客席誘導灯の設置位置について示されたい。

答

(1) 客席誘導灯は、客席内通路を次式により算出した設置個数で、おおむね等間隔となるように設置し、かつ、その照度は、誘導灯に最も近い通路の中心線上で測定し、水平面照度で0.2ルクス以上とすること。

$$\text{設置個数} \geq \frac{\text{客席内通路の直線部分の長さ (m)}}{4} - 1$$

(小数点以下は繰り下げる。)



(2) ただし、避難口誘導灯により床面の水平面照度が0.2ルクス以上となる部分は、令第32条の規定を適用し、客席誘導灯を設置しないことができる。

(参考)

誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン

(平成11年9月21日付消防予第245号)

第1 趣旨

誘導灯及び誘導標識は、避難口の位置及び避難の方向を的確に指示することにより、火災時における安全かつ迅速な避難誘導を確保することを目的として、不特定多数の者が存する防火対象物や、災害弱者が多数存する防火対象物、火災時において熱・煙が滞留しやすい地階等の部分に設置・維持が義務づけられているものである。

誘導灯及び誘導標識については、避難上の有効性を確保するため、消防法令により設置・維持に係る技術基準が定められているほか、関連通知等により運用されてきたところであるが、機能の向上、新しい機能、性能等を有する誘導灯の開発、建築物の用途及び形態の多様化等に対応するため、技術基準について全面的な見直しが行われたところである。

このガイドラインは、誘導灯及び誘導標識に係る適正な設置・維持を図るため、消防法施行令（以下「令」という。）第26条、消防法施行規則（以下「規則」という。）第28条の2及び第28条の3並びに誘導灯及び誘導標識の基準の全部を改正する件（平成11年消防庁告示第2号。以下「誘導灯告示」という。）の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識を設置・維持する場合の技術基準の運用及び具体的な設置例についてとりまとめたものである。

第2 技術基準の運用について

令第26条、規則第28条の2及び第28条の3並びに誘導灯告示の規定に基づく誘導灯及び誘導標識の設置・維持に係る技術上の基準については、次により運用するものとする。

1 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について

誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分については、令第26条第1項ただし書及び規則第28条の2の規定によるほか、次によること。

(1) 階段又は傾斜路以外の部分

ア 階段又は傾斜路以外の部分については、主要な避難口の視認性及び主要な避難口までの歩行距離により、誘導灯及び誘導標識の免除要件が規定されているが、設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。また、地階（傾斜地帯で避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は、当該免除要件の対象外であること。

イ 「主要な避難口」とは、具体的には次に掲げる避難口をいうものであること。

- 避難階：屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）
- 避難階以外の階：直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

ウ 主要な避難口の視認性については、居室の出入口からだけでなく、居室の各部分から避難口であることが直接判別できることが必要であること。また、規則第28条の2第1項の規定に適合しない階（＝避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第2項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。

エ 階段又は傾斜路以外の部分における免除要件に係る例図は、別紙1のとおりであること。

(2) 階段又は傾斜路

ア 階段又は傾斜路のうち、「非常用の照明装置」により、避難上必要な照度が確保されることとともに、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができる場合には、通路誘導灯の設置を要しないこととされていること。

イ 「非常用の照明装置」とは、建築基準法施行令第5章第4節に規定されているものをいうものであり、配線

方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合していることが必要であること。

2 誘導灯の設置・維持について

誘導灯の設置・維持については、令第26条第2項（第5号を除く。）、規則第28条及び第28条の3（第5項を除く。）並びに誘導灯告示の規定によるほか、次によること。

(1) 誘導灯の区分

ア 誘導灯については、①避難口誘導灯、②通路誘導灯及び③客席誘導灯の3つに区分されるが、それぞれの設置場所及び主な目的は次表のとおりであること。

区 分	設 置 場 所	主 な 目 的	
避難口誘導灯	避難口（その上部又は直近の避難上有効な箇所）	避難口の位置の明示	
通路誘導灯	廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所	階段又は傾斜路に設けるもの以外のもの	避難の方向の明示
		階段又は傾斜路に設けるもの	・避難上必要な床面照度の確保 ・避難の方向の確認
客席誘導灯	令別表第1(1)項に掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分の客席	避難上必要な床面照度の確保	

イ 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。（2）及び（3）において同じ。）については、その視認性（見通し、表示内容の認知、誘目性）により、それぞれA級、B級及びC級に細区分されていること。

区 分		表示面の縦寸法(メートル)	表示面の明るさ(カンデラ)
避難口誘導灯	A級	0.4以上	50以上
	B級	0.2以上0.4未満	10以上
	C級	0.1以上0.2未満	1.5以上
通路誘導灯	A級	0.4以上	60以上
	B級	0.2以上0.4未満	13以上
	C級	0.1以上0.2未満	5以上

また、誘導灯の誘目性（気づきやすさ）や、表示面のシンボル、文字等の見やすさを確保する観点から、区分に応じた平均輝度の範囲が規定されていること。

電源の別	区 分		平均輝度（カンデラ毎平方メートル）
常用電源	避難口誘導灯	A級	350以上800未満
		B級	250以上800未満
		C級	150以上800未満
	通路誘導灯	A級	400以上1000未満
		B級	350以上1000未満
		C級	300以上1000未満
非常電源	避難口誘導灯		100以上300未満
	通路誘導灯		150以上400未満

(2) 誘導灯の有効範囲

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次の(ア)又は(イ)に定める距離のうちいずれかの距離以下となる範囲とされていること。この場合において、いずれかの方法によるかは、設置者の選択によるものであること。

(ア) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

なお、当該距離については、A級にあつては縦寸法0.4m、B級にあつては0.2m、C級にあつては0.1mを基本に定められたものであること。

区 分		距離(メートル)	
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C級*		15
通路誘導灯	A級	20	
	B級	15	
	C級	10	

* 避難口誘導灯のうちC級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められないこと（誘導灯告示、第4第1号（六）イただし書）。

(イ) 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k h$$

Dは、歩行距離（単位 メートル）

hは、避難口誘導灯または通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位 メートル）

kは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

区 分		k の 値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

【算定例】

a 区分：避難口誘導灯A級（避難の方向を示すシンボルなし）

表示面縦寸法：0.5メートル

$$150 \times 0.5 = 75 \text{メートル}$$

b 区分：避難口誘導灯B級（避難の方向を示すシンボルあり）

表示面積縦寸法：0.3メートル

$$100 \times 0.3 = 30 \text{メートル}$$

c 区分：通路誘導灯A級

表示面積縦寸法：0.5メートル

$$50 \times 0.5 = 25 \text{メートル}$$

イ また、当該誘導灯を容易に見通すことができない場合又は識別することができない場合にあつては、(前アにかかわらず) 当該有効範囲は当該誘導灯までの歩行距離が10メートル以下となる範囲とされているが、その具体的な例図は、別紙2のとおりであること。

ウ 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には当然及ばないものであること。

(3) 誘導灯の設置位置等

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯は、各階ごとに、次の(ア)及び(イ)に定めるところにより、設置しなければならないこととされているが、その具体的な例図は、別紙3のとおりであること。

(ア) 避難口誘導灯

a 屋内から直接地上へ通ずる出入口 (附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口)

b 直通階段の出入口 (附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口)

c a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口

ただし、次の要件に適合する居室の出入口を除く。

(a) 室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

(b) 当該居室の床面積は100平方メートル (主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400平方メートル) 以下であること。

d a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの (くぐり戸付きの防火シャッターを含む。) がある場所

ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。

(イ) 通路誘導灯

a 曲り角

b (ア) a 及び b に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

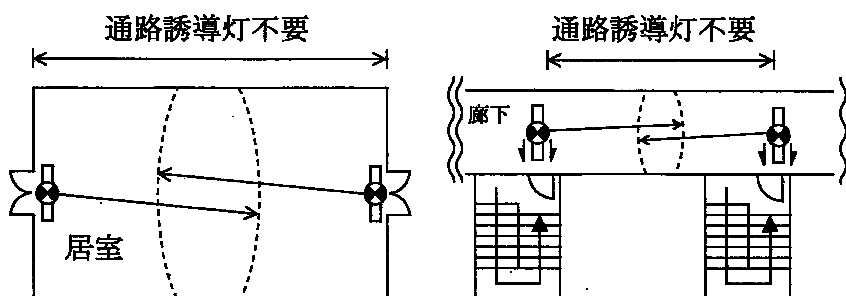
c a 及び b のほか、廊下又は通路の各部分 (避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。) を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

イ 避難口誘導灯は、避難口の上部や同一壁面上の近接した箇所のほか、避難口前方の近接した箇所など、当該避難口の位置を明示することができる箇所に設置すること。

ウ 屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に附室が設けられている場合にあつては、避難口誘導灯は当該附室の出入口に設ければよく、(避難経路が明らかな) 近接した位置に二重に設ける必要はないこと。

エ 直通階段 (屋内に設けるものに限る。) から避難階に存する廊下又は通路に通ずる出入口には、避難口誘導灯を設けることが望ましいこと。

オ 規則第28条の2第2項第1号の規定に適合しない防火対象物又はその部分にあつても、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含される場合にあつては、通路誘導灯の設置を特段要しないこと。



カ 避難口誘導灯及び通路誘導灯を規則第28条の3第3項の規定に従って設置する場合の手順については、別紙4を参考とされたいこと。

(4) 誘導灯の点灯・消灯

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、常時点灯が原則であるが、次に掲げる場合であって、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、消灯できることとされていること。

(ア) 当該防火対象物が無人である場合

(イ) 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

(ウ) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

(エ) 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所」に設置する場合

なお、誘導灯の消灯対象については別紙5、誘導灯の点灯・消灯方法については別紙6により運用すること。

イ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯についても、前ア(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、これらの例により消灯することとしてさしつかえないこと。

(5) 設置場所に応じた誘導灯の区分

ア 誘目性（気付きやすさ）の確保の観点から、防火対象物又はその部分の用途及び規模に応じて、設置する誘導灯の区分が、次表のとおり限定されていること。この場合において、廊下については、通路誘導灯の誘目性の確保が一般的に容易であることから、要件が緩和されていること。

防火対象物の区分	設置することができる誘導灯の区分	
	避難口誘導灯	通路誘導灯
令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物	○A級 ○B級（表示面の明るさが20以上のもの又は点滅機能を有するもの）	○A級 ○B級（表示面の明るさが25以上のもの） ※廊下に設置する場合であつて、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。
令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの		
上記以外の防火対象物又はその部分	○A級 ○B級 ○C級	○A級 ○B級 ○C級

* 点滅機能を有する誘導灯は、規則第28条の3第3項第1号イ又は口に掲げる避難口についてのみ設置可能とされていること(規則第28条の3第4項第6号イ)。

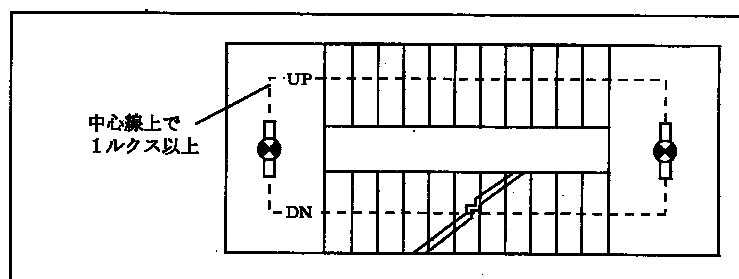
イ また、ここで対象となっていない防火対象物又はその部分についても、一般的に背景輝度の高い場所や光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等にあつては、同様の措置を講ずることが望ましいこと。

ウ なお、主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に誘導灯を設置する場合には、令第32条の規定を適用して、その区分をA級、B級、C級とすることを認めてさしつかえないこと。

(6) 誘導灯による床面照度の確保

ア 階段又は傾斜路にあつては通路誘導灯、客席にあつては客席誘導灯により、避難上必要な床面照度の確保が図られていること（前(1)ア参照）。

イ このうち、階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあつては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けることとされており、具体的な例図は次図のとおりであること。



(7) 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能

ア 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、当該階における避難口のうち避難上特に重要な最終避難口（屋外又は第1次安全区画への出入口）の位置を更に明確に指示することを目的とするものであること。このため、規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないとされていること。

イ 点滅機能又は音声誘導機能の起動、停止等の具体的な運用については、別紙7によること。

ウ 点滅機能又は音声誘導機能の付加は任意（点滅機能にあつては、規則第28条の3第4項第3号の規定に適合するための要件となっている場合を除く。）であるが、次に掲げる防火対象物又はその部分には、これらの機能を有する誘導灯を設置することが望ましいこと。

(ア) 令別表第一(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分

(イ) 百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明・看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分

(ウ) その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分

(8) 誘導灯の周囲の状況

ア 誘導灯の視認性（見とおし、表示内容の認知、誘目性）を確保する観点から、誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこととされていること。特に、防火対象物の使用開始後において、このような物品が設けられる可能性が高いことから、設置時のみならず、日常時の維持管理が重要であること。

イ 設置場所の用途、使用状況から、誘導灯の周囲にその視認性を低下させるおそれのある物品の存在が想定される場合には、あらかじめ視認性の高い誘導灯を選択するなど所要の対策を講ずる必要があること。

(9) 非常電源

- ア 非常電源については、(原則として)蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上とすることとされているが、屋外への避難が完了するまでに長い時間を要する大規模・高層等の防火対象物にあつては、その主要な避難経路に設けるものについて、容量を60分間以上とすることとされていること。
- イ この場合において、大規模・高層等の防火対象物としては、次のいずれかを満たすものが指定されていること。
- (ア)令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物としては、次のいずれかを満たすもの
- a 延べ面積5万平方メートル以上
 - b 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積が3万平方メートル以上
- (イ)令別表第1(16)の2)項に掲げる防火対象物で延べ面積千平方メートル以上のもの
- なお、これらに該当しない防火対象物又はその部分にあつても、避難経路等により避難に長時間を要することが明らかな場合には、容量を大きく設定することが望ましいこと。
- ウ 非常電源の容量を60分間以上としなければならない主要な避難経路は、具体的には、①屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口)、②直通階段の出入口(附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口)、③避難階の廊下及び通路(①の避難階に通ずるものに限る。)、④直通階段であること。なお、③については、①と④を接続する部分としてさしつかえないこと。
- エ 非常電源の容量を60分間以上とする場合、20分を超える時間における作動に係る容量にあつては蓄電池設備のほか自家発電設備によることができること。この場合において、常用電源が停電したときの電力供給の順番(蓄電池設備→自家発電設備又は自家発電設備→蓄電池設備)については任意であるが、電源の切り換えが円滑に行われるように措置する必要があること。
- オ 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

(10) 誘導灯の構造及び性能

- 誘導灯の構造及び性能については、誘導灯告示によるほか、照明器具一般の規格であるJIS(日本工業規格)C8105、JIL(日本照明器具工業会規格)5502等により補足されている誘導灯としての必要事項についても満たすことが必要であること。
- ア 表示面の表示内容については、①避難口であることを示すシンボル(誘導灯告示別図第1)、②避難の方向を示すシンボル(同別図第2)、③避難口であることを示す文字(同別図第3)の3種類に限定されていること。この場合において、避難口誘導灯にあつては、避難口の位置の明示を主な目的とするものであることから、①、通路誘導灯(階段に設けるものを除く。)にあつては避難の方向の明示を主な目的とするものであることから②を必ず表示することとされているが、ほかの事項の併記については原則として任意であること(例外的に、避難口誘導灯のうちC級のものについては、①について一定の大きさを確保する観点から、②の併記が認められていないこと。)
- なお、階段に設ける通路誘導灯については、避難上必要な床面照度の確保を主な目的とするものであることから、表示面の表示内容について特段の規定は存しないこと。また、傾斜路に設ける通路誘導灯についても、避難の方向が明らかな場合には、②の表示を省略することとしてさしつかえないこと。
- イ 避難口であることを示すシンボル及び避難の方向を示すシンボルについては、避難の方向と合わせて左右を反転することとしてさしつかえないこと。
- ウ 表示面の形状は、視認性、誘導灯としての認知度の確保の観点から、正方形又は縦寸法を短辺とする長方形であることとされていること。

(11) 誘導灯の表示

ア 誘導灯には、①製造者名又は商標、②製造年、③種類を見やすい箇所に容易に消えないように表示することとされているが、③については、避難口誘導灯又は通路誘導灯の区分のほか、A級、B級又はC級の区分を併せて表示する必要があること（階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯を除く。）。また、B級のものについては、次により細区分して表示されること。

表面の明るさ（カンデラ）	表 示
避難口誘導灯 ≥ 20 、通路誘導灯 ≥ 25	B級・BH型
避難口誘導灯 < 20 、通路誘導灯 < 25	B級・BL型

イ 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯については、その旨を併せて表示する必要があること。

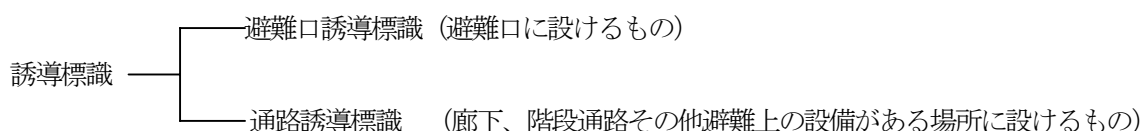
ウ 標識灯を附置する誘導灯については、その旨を併せて表示するとともに、誘導灯に係る事項と標識灯に係る事項を区分して表示する必要があること。

3 誘導標識の設置・維持について

誘導標識の設置・維持については、令第26条第2項第5号及び第3項、規則第28条の3第5項及び6項並びに誘導灯告示の規定によるほか、次によること。

(1) 誘導標識の区分

誘導標識は、避難口である旨又は避難の方向を明示した標識であり、概ね次のように区分されるものであること。



(2) 誘導標識の設置位置等

ア 通路誘導標識（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、各階ごとに、①その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5メートル以下となる箇所及び②曲がり角に設けることとされているが、避難口誘導標識にあつては避難口誘導灯の例により、階段又は傾斜路に設ける通路誘導標識にあつては特に避難の方向を指示する必要がある箇所に、それぞれ設けることとする。

なお、誘導灯の有効範囲内の部分については、誘導標識を設置しないことができること（令第36条第3項）。

イ 多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けることとされていることから、自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）による補足が必要であること。

(3) 誘導標識の周囲の状況

誘導標識についても、その周囲の状況について、前2(8)の例により運用を図ること

(4) 誘導標識の構造及び性能

ア 壁、床等に固定、貼り付け等が確実にできるものであること。

イ 床面に設けるものにあつては、耐水性、耐薬品性、耐摩擦性等を有するものであること。

ウ 表示面の表示内容、形状等については、前2(10)アからウまでの例によること。

4 その他

- (1) 誘導灯の非常電源として用いられているニカド電池等については、「ニッケル・カドミウム蓄電池のリサイクルの推進について」(平成8年9月13日付け消防予第187号)等により、適切に回収、リサイクル等を実施すること。
- (2) 蓄光性(光を照射された物質が、照射を止めた後において発光する性状をいう。)を有する材料で造られた誘導灯及び誘導標識については、暗所における視認性の確保に有効なものであることから、適宜活用を図られたいこと。この場合において、その蓄光性については、JISZ9100、JISZ29115等により担保すること。

第3 具体的な設置例について

誘導灯及び誘導標識に係る技術基準に基づき、具体的な防火対象物に対する設置例は、別紙8のとおりである。

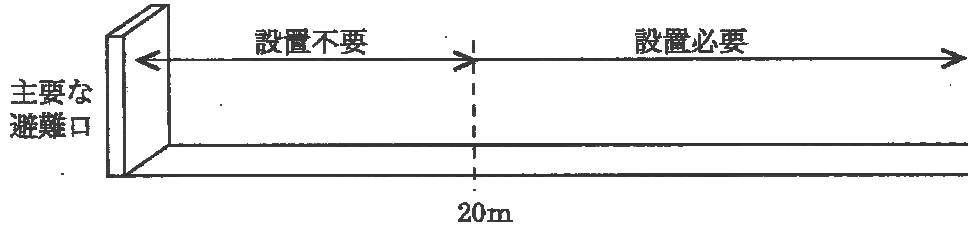
なお、誘導灯及び誘導標識を避難上有効に設置するための要件(誘導灯の使用、配置等)は、個別の防火対象物ごとに異なるものであることから、設計を行うに当たっての参考とされたい。

誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について

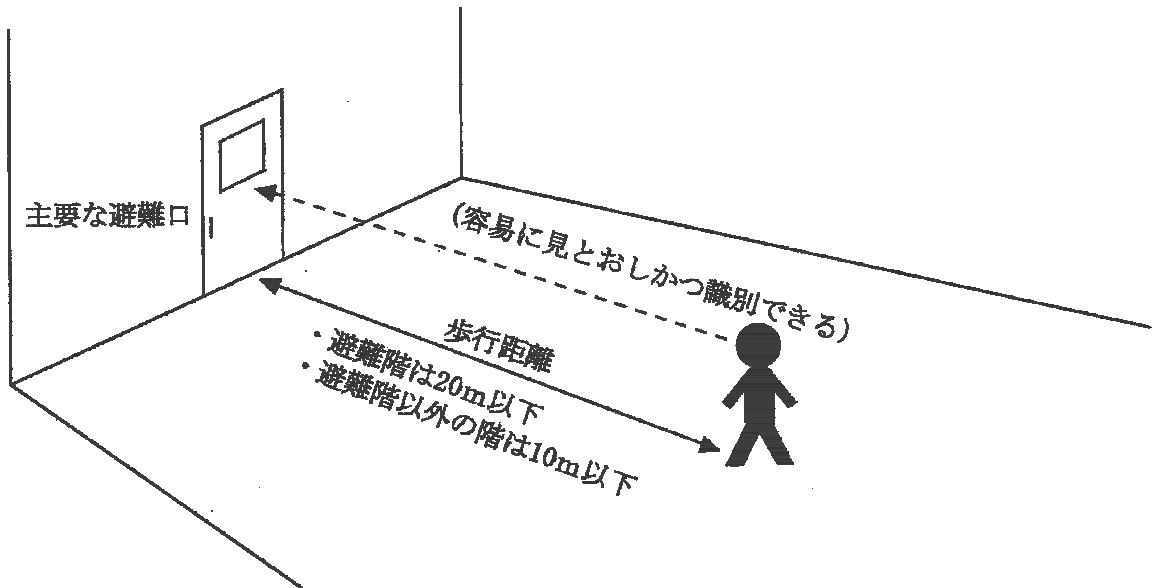
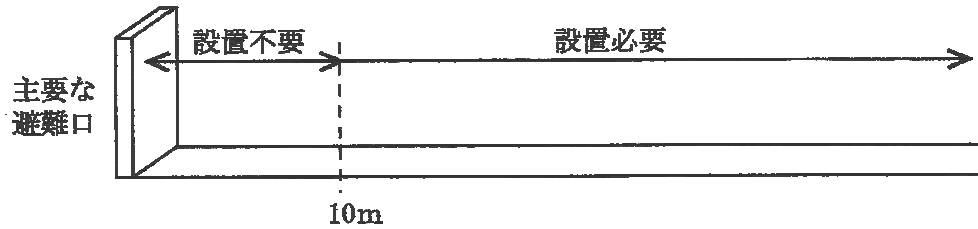
(階段又は傾斜路以外の部分)

1 避難口誘導灯 (規則第28条の2第1項関係)

○ 避難階

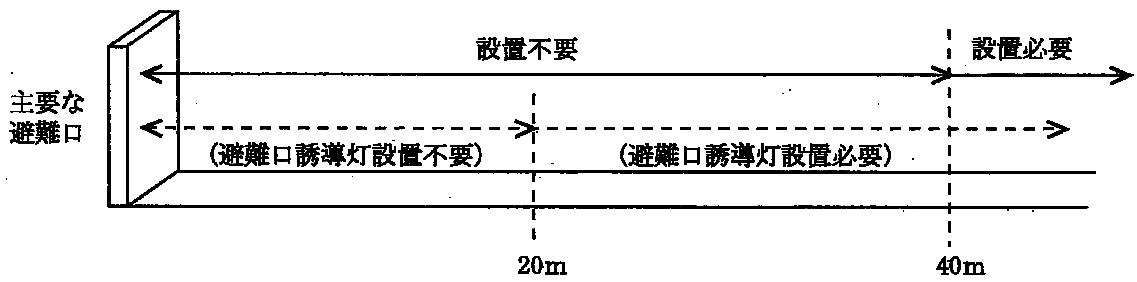


○ 避難階以外の階

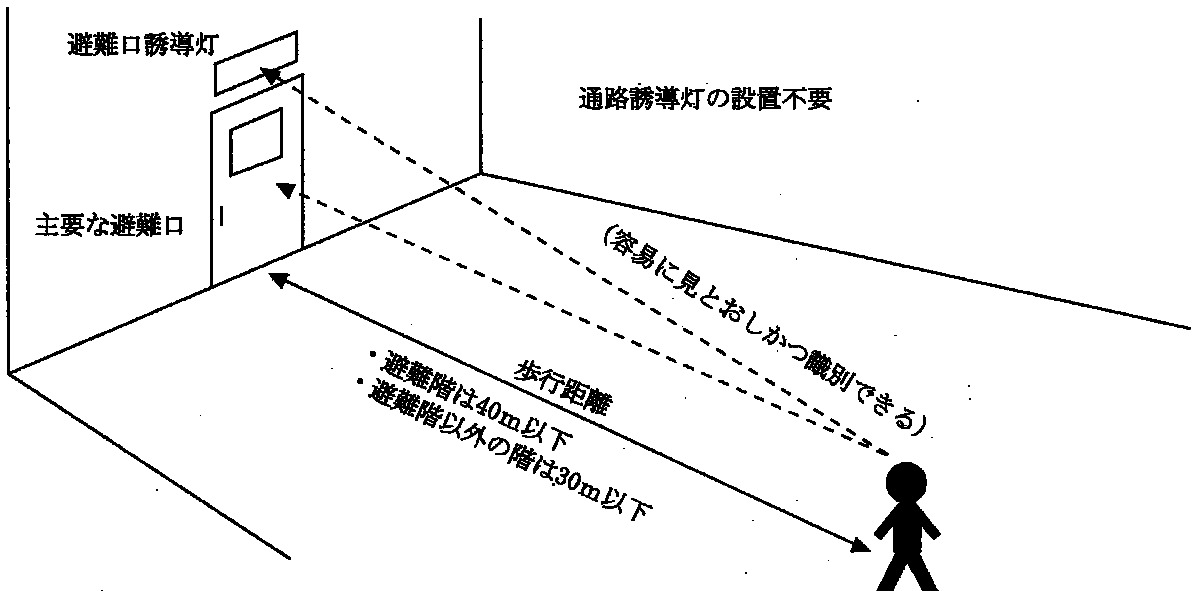
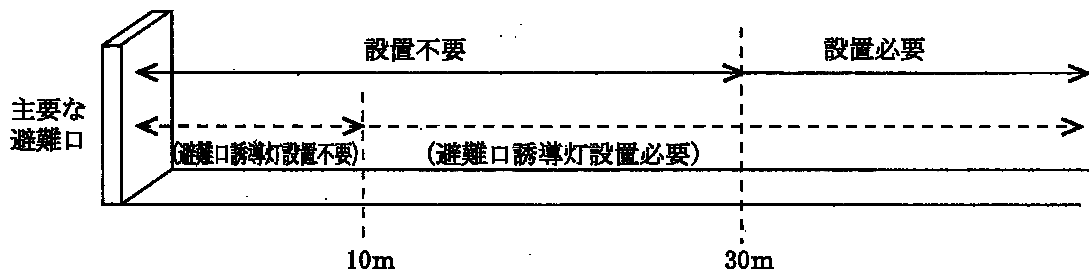


2 通路誘導灯（規則第28条の2第2項関係）

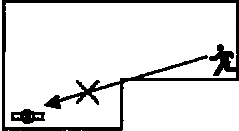
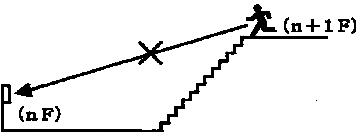



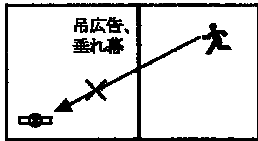
○ 避難階



○ 避難階以外の階



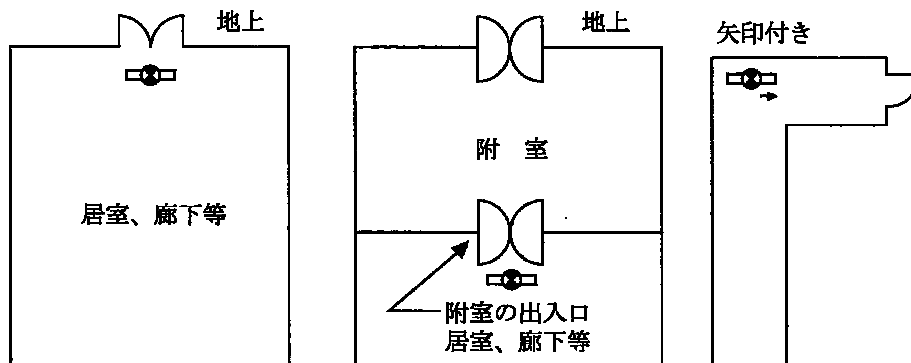
誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例

誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例	備 考
<p>○壁面があり陰になる部分がある場合</p> 	
<p>○階段により階数が変わる場合</p> 	
<p>○0.4m以上のはりがある場合 ○防煙壁がある場合</p> 	<p>吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。</p>
<p>○一定以上の高さのパーティションがある場合 ○一定以上の高さのショーケース、棚がある場合</p>  <p>○一定以上の高さの可動間仕切がある場合</p> 	<p>一定以上の高さとは通常1.5m程度とする。 なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。</p>
<p>○吊広告、垂れ幕がある場合</p> 	<p>吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。 吊広告等を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。</p>

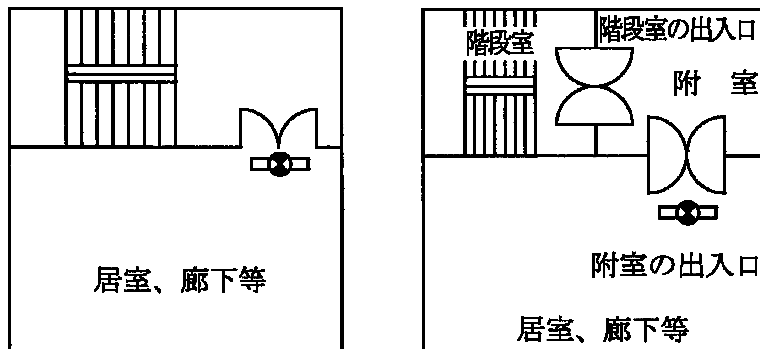
誘導灯の設置箇所

1 避難口誘導灯の設置箇所（規則第28条の3第3項第1号）

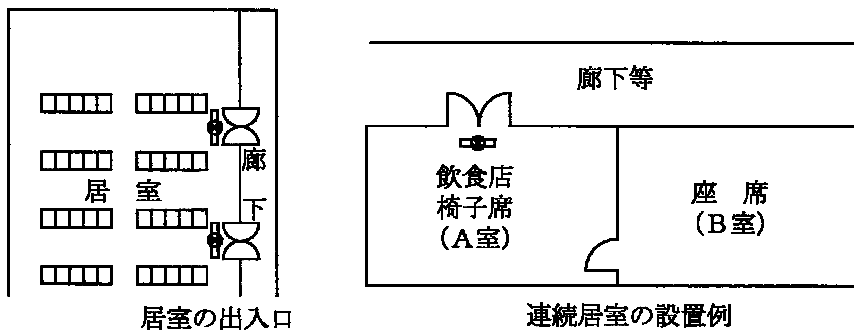
イ 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）



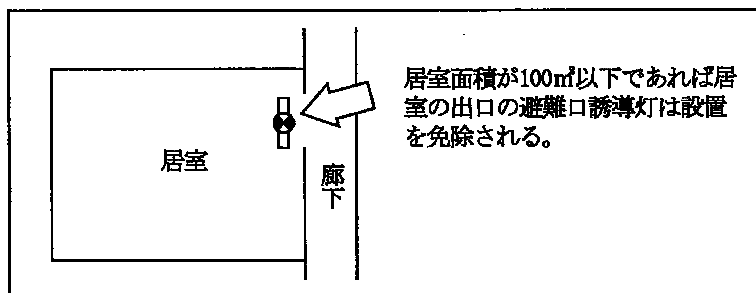
ロ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）



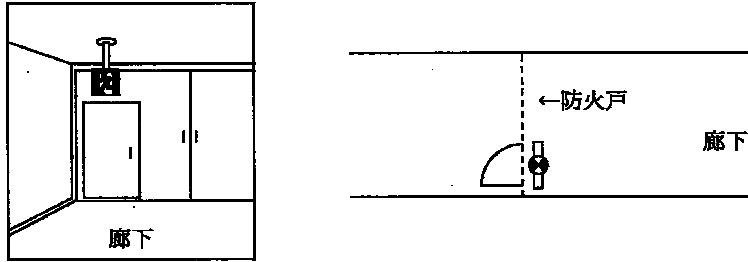
ハ イ又はロに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分から容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。）



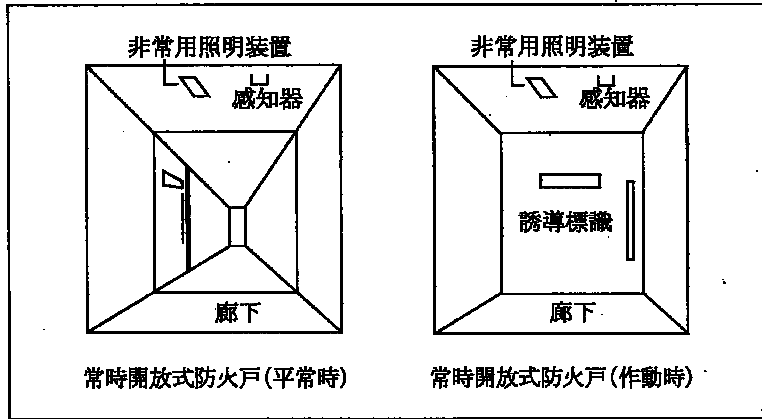
【避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件】誘導灯告示第2



ニ イ又はロに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常照明が設けられている場合を除く。）

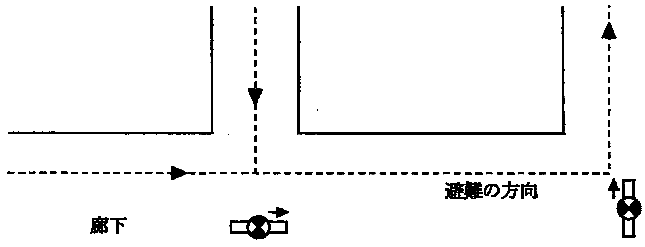


避難口誘導灯の設置が除外される例

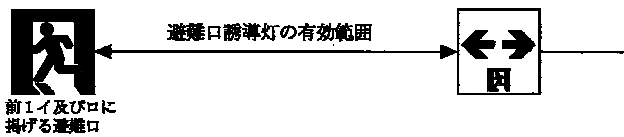


2 通路誘導灯の設置箇所（規則第28条の3第3項第2号）

イ 曲り角

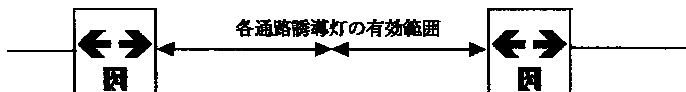


ロ 前1イ及びロに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

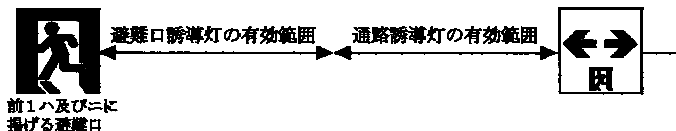


ハ イ及びロのほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

○ 廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置

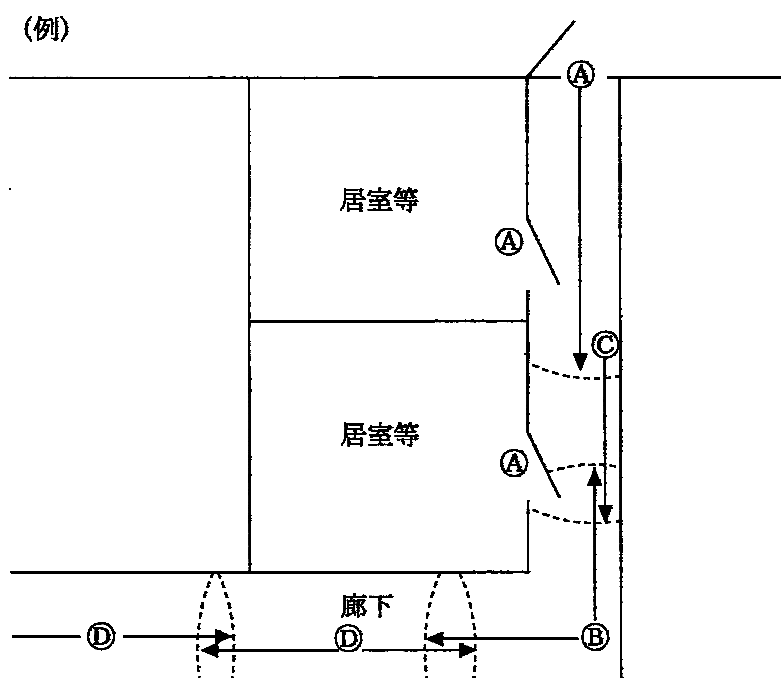


○ 避難口への廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

- 1 規則第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける (A)。
- 2 曲り角に通路誘導灯を設ける (B)。
- 3 主要な避難口 (規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口) に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける (C)。
- 4 廊下又は通路の各部分について、A～Cの誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける (D)。
- 5 以上のほか、防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造・日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。



誘導灯の消灯対象

1 防火対象物が無人である場合

(1) ここでいう「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。

この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすこと。

(2) したがって、無人でない状態では、消灯対象とはならないこと。

2 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

(1) ここでいう「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。

(2) また、消灯対象となるのは、外光により避難口等を識別できる間に限られること。

3 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

用 途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。 したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

4 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合

(1) ここでいう「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど 内部の状態に疎い者は含まれないこと。

(2) また、当該規定においては、令別表第1（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口及び（10）項から（15）項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

誘導灯の点灯・消灯方法

1 消灯方法

- (1) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。
- (2) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
- (3) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること。②火災の際には誘導灯が点灯すること。③避難経路について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

2 点灯方法

- (1) 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。
- (2) 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が別紙5の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、次表のとおりであること。

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
当該防火対象物が無人である場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 等	

*1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

*2 なお、自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

3 配線等

- (1) 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。
- (2) 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。
- (3) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。
ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とやすことができる場所又はその付近に設けることができること。
- (4) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

点滅機能又は音声誘導機能の起動・停止方法

1 起動方法

- (1) 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。
- (2) 規則第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとする。
- (3) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と整合を図ること。

2 停止方法

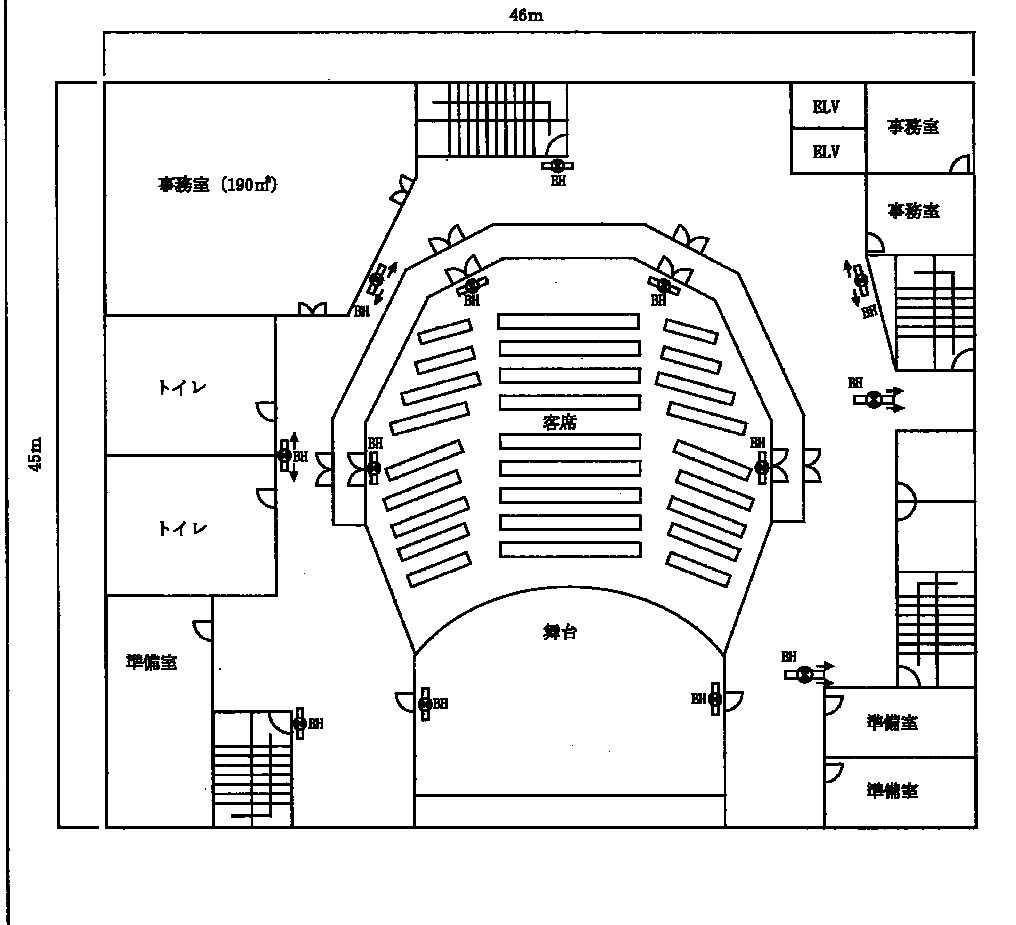
- (1) 熱・煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止することとされていること。この場合において、当該要件に該当するケースとしては、①直通階段に設けられている煙感知器の作動により、②当該直通階段（又はその附室）に設けられた避難口誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること等が、主に想定されるものであること。
また、熱・煙が滞留するおそれがないことにより、自動火災報知設備の感知器の設置を要しない場所（屋外等）については、当該規定のために感知器を設置する必要はないこと。
- (2) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（昭和60年9月30日付け消防予第110号）に準じて、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	劇場 (1) 項イ
規模 (床面積)	2070㎡
階	避難階以外

記号	概要
	B級B形避難口・通路誘導灯
	片面形 (両矢、片矢印付)
	両面形 (両矢、片矢印付)



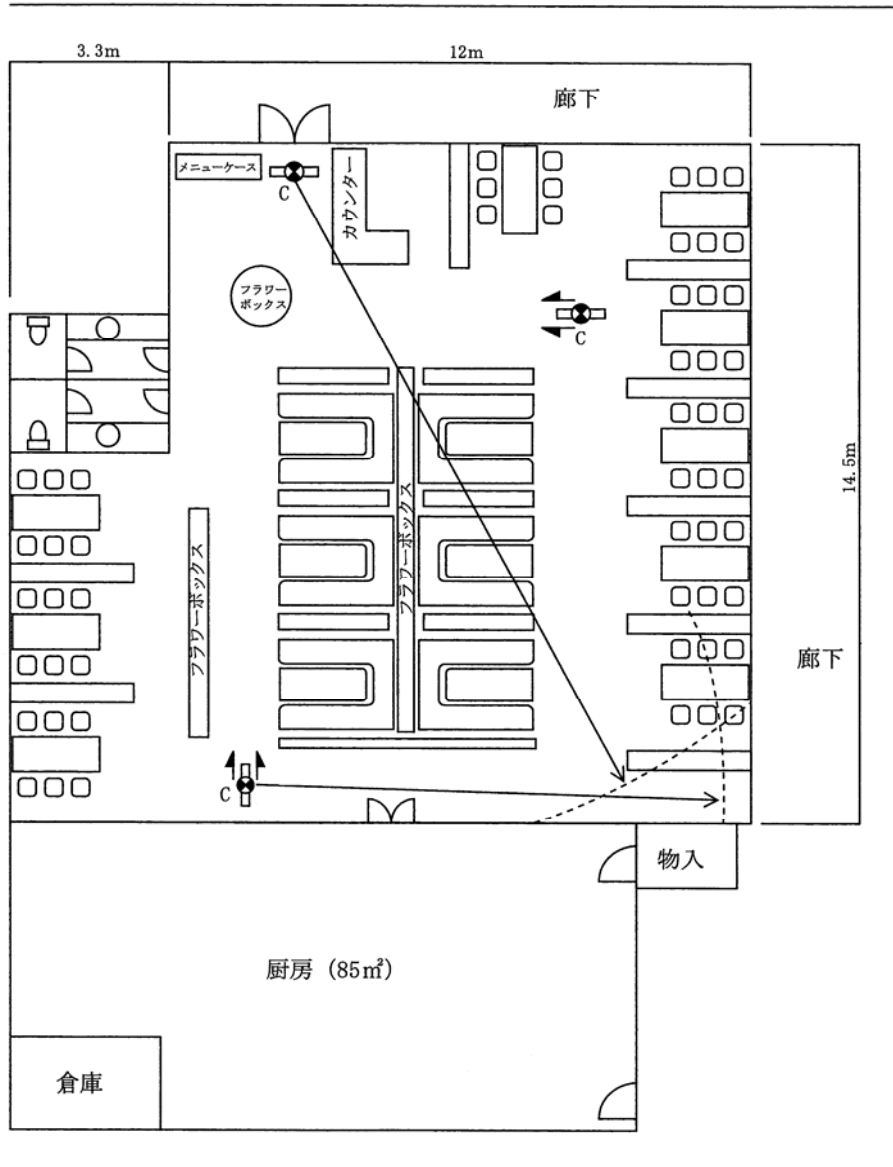
新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	飲食店 (3) 項口
規模 (床面積)	220㎡
階	避難階以外

記号	摘要
	C級避難口・通路誘導灯
	両面形 (両矢、片矢印付)

- ※1. 飲食店舗内の設置例とする。
- 2. フラワーボックス等の物品は、誘導灯の有効範囲を減しないものとする。








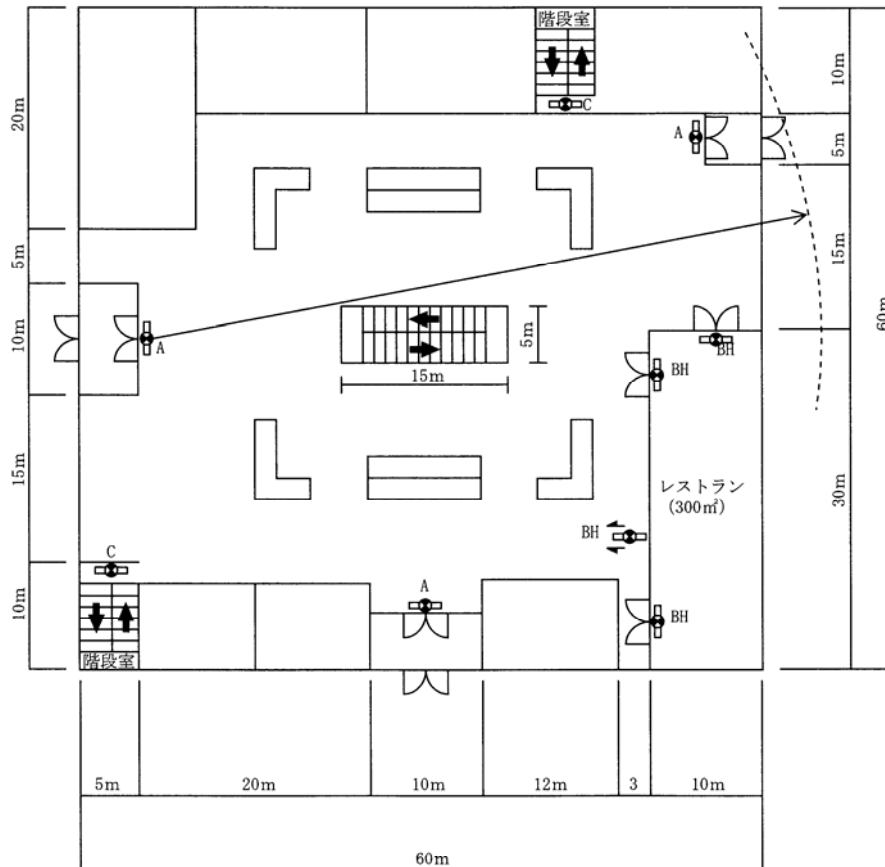
新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	店舗（4）項
規模（床面積）	3600㎡
階	避難階

※ 店舗内の物品は、誘導灯の有効範囲を減しないものとする。

記号	摘要
 C	C級避難口・通路誘導灯
 BH	B級BH避難口・通路誘導灯
 A	A級避難口・通路誘導灯
	片面形（両矢、片矢印付）
	両面形（両矢、片矢印付）

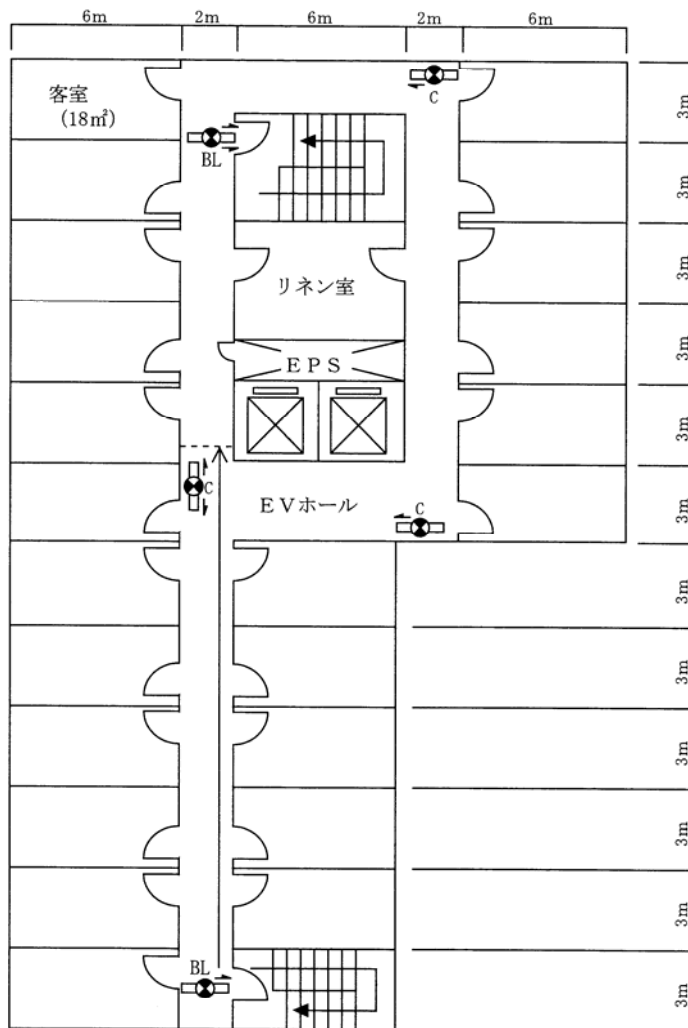


新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	ホテル（(5) 項イ）
規模（床面積）	648㎡
階	避難階以外

記号	摘要
	C級避難口・通路誘導灯
	B級BL避難口・通路誘導灯
	片面形（両矢、片矢印付）
	両面形（両矢、片矢印付）

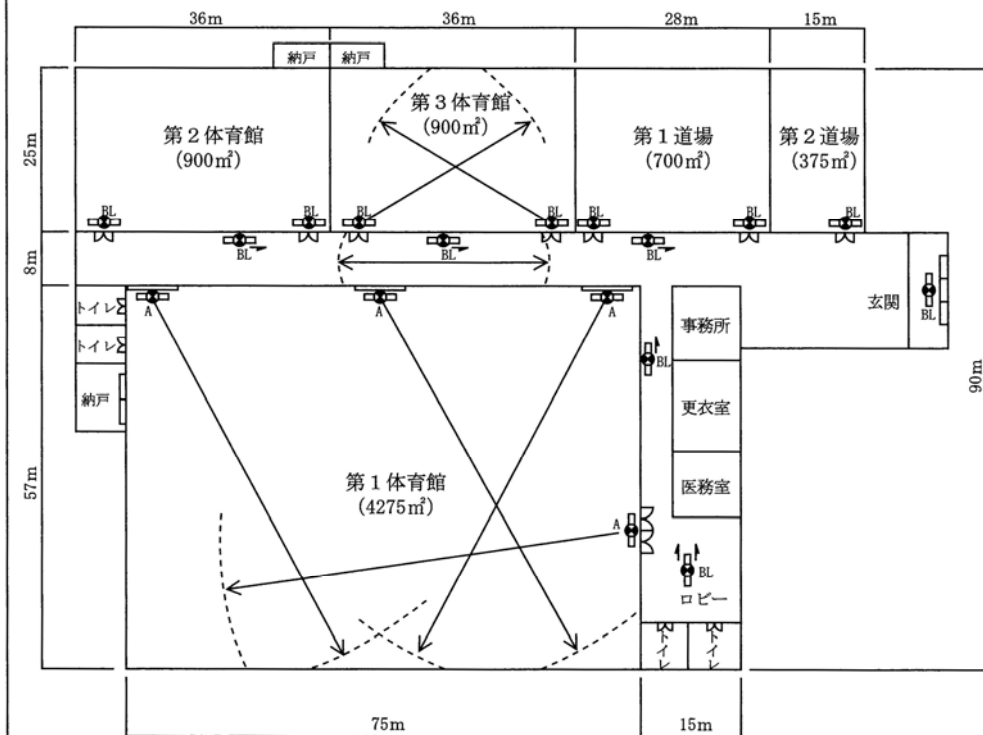


新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	体育館 (7) 項
規模 (床面積)	8400㎡
階	避難階

記号	摘要
 BL	B級BL避難口・通路誘導灯
 A	A級避難口・通路誘導灯
	片面形 (両矢、片矢印付)
	両面形 (両矢、片矢印付)

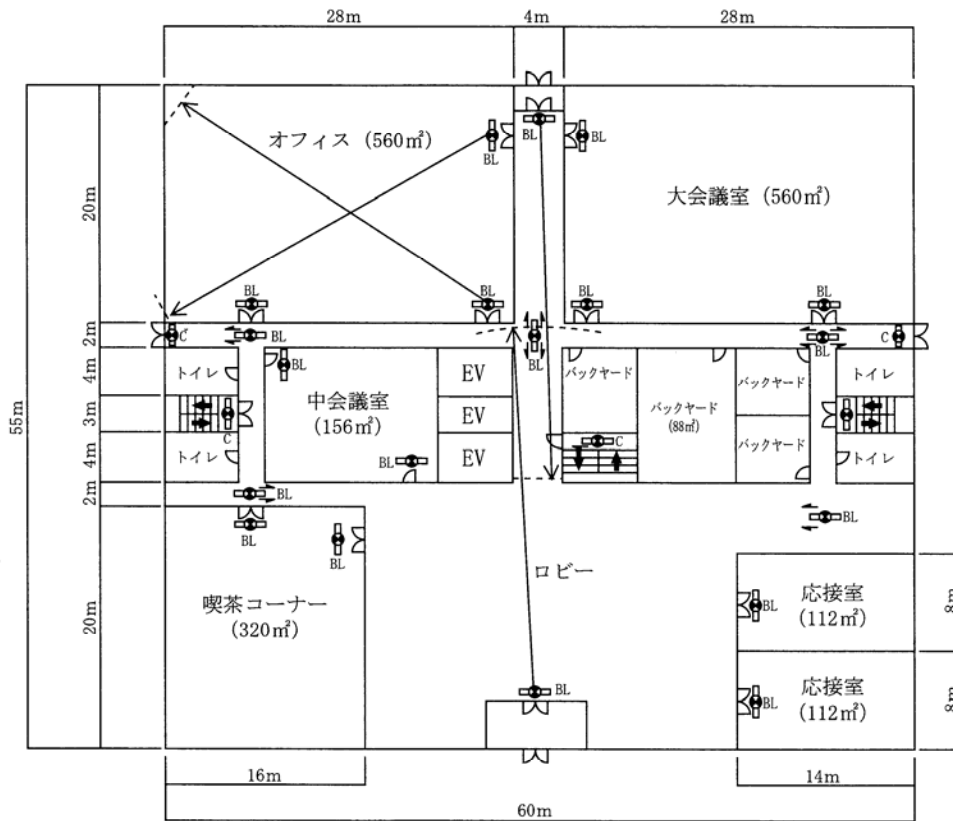


新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	事務所ビル (15) 項
規模 (床面積)	3300㎡
階	避難階

記号	摘要
	C級避難口・通路誘導灯
	B級BL避難口・通路誘導灯
	片面形 (両矢、片矢印付)
	両面形 (両矢、片矢印付)



【参考】

「新技術基準誘導灯、誘導標識に係る疑義の回答について」（平成11年10月28日付け
長崎県消防防災課 事務連絡）

（遡及関係）

問1 新基準誘導灯、誘導標識の既存防火対象物への適用について

新基準誘導灯、誘導標識（以下「誘導灯等」という。）の新技術基準が平成11年3月17日交付され、平成11年10月1日から施行されました。

消防法第17条の2第1項において、誘導灯は新しい技術上の基準に適合させなければならないが、改正自治省令附則第3項によれば、既存防火対象物における誘導灯に係る技術上の基準は従前の例によるとされています。

平成11年9月21日消防予第246号通知「誘導灯及び誘導標識に係る技術基準の改正に伴う消防法令の運用について」中、1（3）経過措置が適用外になったとき＝当該防火対象物又はその部分において増築・改築等が行われたとき、既設の誘導灯及び誘導標識に変更が加えられたとき等とされているが、この根拠は何でしょうか。また、1（4）（5）によれば、旧基準のままでも良いようにされているが、そのとおりでしょうか。

遡及設備として、改正非常警報設備（非常放送）についても指導に苦慮しておりご教示願います。

答

1 前段、「・・・経過措置が適用外になったとき・・・」

根拠は附則にあり、既存の状態が崩れた場合、つまり、増築等が行われた場合については、経過措置が崩れ、消防法第17条の2第1項により、新基準に適合する義務が生じます。

今回の改正では、規制緩和ですので新基準に適合することについては負担なく問題はないと考えます。また、旧基準でも柔軟に対応できる旨、運用してあります。よって、非常警報設備の運用の場合と主旨を異にします。

2 後段、1（4）について

階単位において、さしつかえありません。

3 後段、1（5）について

令第32条適用などにより、対応することとしてさしつかえありません。

(誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて)

問2 第2中、1(2)関係

使用頻度が少ない屋内階段室で、日常的に照明器具を消灯してあり、昼間でも真暗な状況であっても「非常用の照明装置」が設置してあれば、通路誘導灯は設置を要しないと解してよいでしょうか。

答 お見込みのとおりです。(防火管理上、常時真暗にしておくことが問題ではないかと考えます。)

問3 第2中、2(1)関係

避難口誘導灯の設置場所は、別紙1において歩行距離以上の場所で容易に見とおし、かつ、識別できる位置と解してよいでしょうか。また、容易に見とおし、かつ、識別できる位置の判断として、床面からの高さはどれくらいが適当でしょうか。

客席誘導灯の避難上必要な床面照度についても、ご教示願います。

答

1 床面からの高さについて

防火対象物の態様により、判断してください。建物により種々のケースがあるので、今回、高さ規定を廃止しました。

2 客席誘導灯の床面照度について

従前のとおりです。今回の改正事項ではありません。

問4 第2中、2(2)関係

1 ア(イ)において通路誘導灯は、B級0.2m、C級0.1mで計算した場合、Dの値は1.0m、5mとなり(ア)B級・C級の値と異なるが、整合性はよいでしょうか。

2 イ中、別紙2について、0.4m以上のほりまたは防煙壁があり、誘導灯が容易に見とおし、かつ、識別ができる場合は、どう取り扱うのでしょうか。

答

1 問題ありません。

2 容易に見とおし、かつ、識別ができれば問題ありません。

問5 第2中、2(3)関係

ア(ア) d中、防火戸で感知器作動連動で閉鎖するものは、自動火災報知設備の感知器で建基法上の感知器も含まれるのでしょうか。

答 お見込みのとおりです。

問6 第2中、2(7)関係

ウ(イ)中で具体的な階数、延べ面積の規模はどれくらいが適当でしょうか。

答 階数、延べ面積において設置指導するものではなく、視認性の観点で指導してください。

問7 第2中、2(9)関係

イ(イ)避難時間の計算方法をご教示願います。

答 避難計算は、建築基準法に基づく防火、避難措置の有効な活用を図るため、建築行政における「建築防災計画評価」の中で、示されていますが、ガイドライン挿入の主旨はその数値(既に計算された数値)を判断材料とすることにあります。

※ 仕様書規定、一律規定等は極力廃止しています。高さ、階数、延べ面積を運用面でも規定することは、指導面では安易ですが、今回の改正に逆行しております。改正主旨をご理解下さい。

(参考)

◎「長崎県福祉のまちづくり条例」(平成9年3月21日長崎県条例第9号)(妙)

(特定生活関連施設の整備基準)

第12条 知事は、特定生活関連施設における出入口、通路、廊下、階段、エレベーター、便所その他規則で定める部分の構造及び設備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようするための基準(以下「整備基準」という。)を規則で定める。

◎「長崎県福祉のまちづくり条例施行規則」(平成9年8月12日長崎県条例第36号)(妙)

(整備基準等)

第4条 条例第12条の規則で定める部分及び整備基準は、別表第5のとおりとする。

◎「長崎県福祉のまちづくり条例施行規則」別表第5(妙)

14 諸設備 (3) 医療施設、集会施設、宿泊施設及び社会福祉施設で、それぞれの用途面積が2000平方メートル以上のものに自動火災報知設備を設ける場合においては、聴覚障害者に配慮した点滅式誘導灯を設けること。

※ 上記条例に基づき、誘導灯を点滅式とする場合は、消防法令に規定する技術基準により設置する旨、関係者等に指導すること。

なお、この場合に誘導灯を点滅式とすることについて、消防法上の義務はないことに留意すること。

第11 連結散水設備

問1 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる連結散水設備の管口径は、いかにすべきか。

答 1の送水区域の散水ヘッドの取り付け個数に応じ、次の表に掲げる管の呼び径以上のものとする。★

ヘッドの 合計個数	2個 以下	3個 以下	5個 以下	10個 以下	20個 以下
配管の 呼び径	32A 以上	40A 以上	50A 以上	65A 以上	80A 以上

問2 地階の床面積の合計が700㎡をこえる地階に50㎡以上のボイラー室又は200㎡以下の駐車場がある場合は代替設備は必要か、又屋内消火栓の有効範囲では不適合か。

答 前段 駐車場については連結散水設備の設置が必要である。また、ボイラー室については不燃性ガス消火設備（現 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備）を技術上の基準に従って設置するよう指導されたい。

後段 認められない。（昭和48年10月23日付け消防予第140号）

問3 連結散水設備の設置にあたり、スプリンクラー設備が設置された有効範囲内は、連結散水設備を設けなくてもよいとされているが、階段室の扱いはどうするか。

答 階段室も除外して差し支えない。（昭和48年10月23日付け消防予第140号）

問4 規則第13条第2項第9号によりスプリンクラーヘッドを設けなくてもよい部分でも連結散水設備が必要になるが、この場合、連結散水設備の代替として閉鎖型スプリンクラーヘッドを設けてよいか。

答 閉鎖型スプリンクラーヘッドを設けるよう指導されたい。なお、この場合のヘッドの間隔、水源水量等に関する規定の適用については、閉鎖型スプリンクラーヘッドを設ける場合に準じて支障ない。

（昭和53年2月21日付け消防予第32号）

第12 連結送水管

問1 連結送水管の放水口は「・・・階段室・・・その他これらに類する場所で・・・」とあるが、階段室の出入口から5m以内の場所はこれに相当するものとして運用してよいか。

答 お見込みのとおり。★

問2 連結送水管、スプリンクラー設備の放水試験におけるノズル圧力及び放水圧力の設定について

答 連結送水管の放水圧力は、試験基準等によりおおむね0.3～0.35MPaとする。
スプリンクラーヘッドの放水圧力は、0.1MPa以上とする。
なお、スケジュール管の要否については規則第31条第5号口の規定どおり0.6MPaである。

問3 連結送水管の表示灯及び湿式の指導について

答 (1) 延べ面積6,000㎡以上又は軒高31mを超える防火対象物は、放水口及び送水口にそれぞれ表示灯を設置するよう指導する。

なお、送水口については、スプリンクラー設備又は連結散水設備についても同様とするが、これらの送水口が連結送水管の送水口と近接して設置されている場合は、兼用を認めて差し支えない。★

(2) 延べ面積6,000㎡以上、又は軒高31mを超える防火対象物の連結送水管は湿式とするよう指導する。★

問4 連結送水管の補助高架水槽の容量について

前問3で湿式とする場合の補助高架水槽の容量についてご教示願いたい。

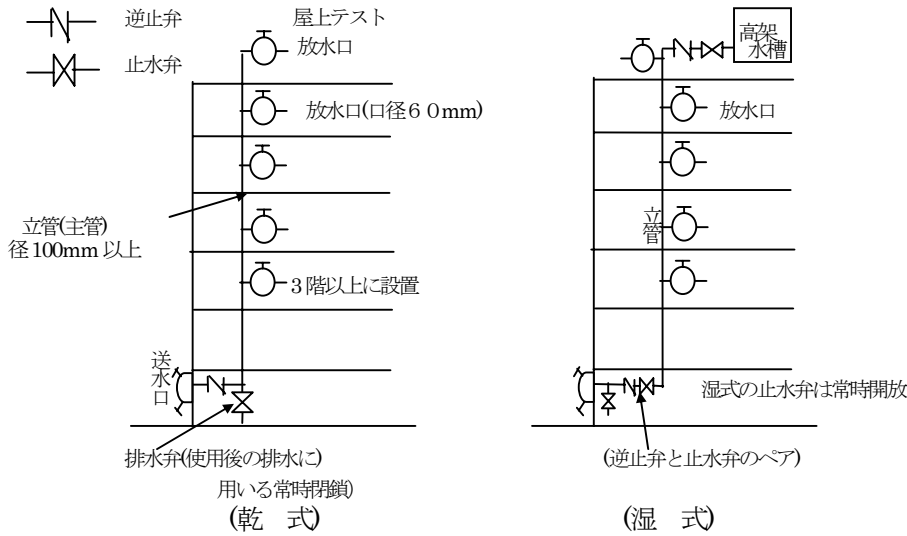
答 屋内消火栓設備の基準を準用し、容量を200リットル以上とし（ヘッダー方式等についても同じ。）、落とし配管は40A以上とする。★

問5 送水口の設置場所について「消防自動車容易に接近できる位置」とあるが、具体的にどの程度か。

答 歩行距離15m以下（ホース1本）の位置とされたい。★

問6 乾式及び湿式の場合のバルブの設置についてご教示願いたい。

答 乾式の場合は逆止弁を、湿式の場合は止水弁及び逆止弁を設けること。★



問7 (削除)

問8 放水用具格納箱は、階数3以内ごとにホース4本以上、筒先2本以上を設置することとされているが、各階にホース2本、筒先1本(可変ノズル)を設置するよう指導してよいか。

答 設問のとおり指導されたい。★

- 消防用設備等に係る執務資料の送付について
(平成14年9月30日付け消防予第281号)
(連結送水管の設計送水圧力の取り扱いについて)

問3 点検要領別添の連結送水管の機器点検「配管の耐圧性能」欄中「締切静水圧は、設計送水圧力(加圧送水装置を設けた場合は、締切圧力)とする。」とあるが、平成2年12月1日以前の連結送水管の設計送水圧力は法令上定めがないが、水圧はどの値とすべきか。

答 消防法第17条の3の2に規定する検査の際に用いた送水圧力とする。

(連結送水管の配管の耐圧性能試験について)

問4 点検要領別添の連結送水管の機器点検「配管の耐圧性能」欄中「屋内消火栓設備と当該配管を共用している部分を除く。」とあるが、連結送水管の送水口から送水口直近の逆止弁までの間の配管については、配管の耐圧性能を確認しなければならないということか。

答 お見込みのとおり。

第13 その他

問1 外壁で延焼のおそれのある部分にドレンチャー設備を設ける場合、圧力タンクの併設はいかにするべきか。

答 ドレンチャー設備には、圧力タンクを附置するよう指導されたい。★